

# 新たなインターネット技術・サービスに係る消費者トラブルの動向調査（消費者庁消費者政策課）

令和4年度予算案額 13百万円  
（令和3年度予算額 13百万円）

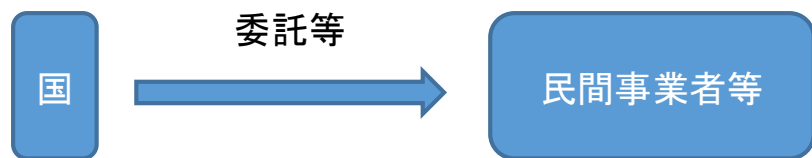
## 事業概要・目的・必要性

- インターネット取引に伴うトラブルは年々増加傾向にあり、平成30年版消費者白書によると、消費者相談全体の3割程度を占めています。また、越境電子商取引の市場拡大や5G、IoT等の新技術の発展などにより、インターネット技術・サービスは、年々高度化・多様化しています。
- そのため、令和4年度においても引き続き、今後新たな消費者トラブルにつながるおそれがある国内外の最新のインターネット技術・サービスを抽出して調査を実施し、その潜在的なリスクを分析します。また、調査結果について、関係者に共有し、消費者への情報発信を行います。

## 事業イメージ・具体例

- これまでは調査機関に委託し、例えば「フードデリバリーサービス」について、ヒアリング（フードデリバリーサービス事業者等）及びアンケート等の調査を実施しました。
- 令和3年度は、以下のテーマを一例として、調査実施時点の最新状況を踏まえた文献調査、ヒアリングやアンケート等を実施し、報告書をまとめます。
  - ✓ 日本で普及しつつある新たなインターネット技術・サービスの現状とそれに伴うトラブルの動向等
  - ✓ 海外で先行的に普及し、今後、日本での普及が見込まれる新たなインターネット技術・サービスの概要と将来的なトラブルのリスク等
- 「インターネット消費者取引連絡会」において、事業者、行政機関、消費者相談機関等に調査結果を共有し、議論を行い、インターネット取引における新たな課題を共有する。また、調査報告書を消費者庁ウェブサイトに掲載し、消費者への情報発信を行います。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 必要な情報を収集・分析し、関係者と情報共有することにより、事業者自身による自主的な取組の促進等が図られます。また、消費者へ情報が周知されることによって、今後発生しうるトラブルの未然防止や既存のトラブルの拡大防止が図られます。

# SNSを活用した消費生活相談の実証実験（消費者庁消費者政策課）

令和4年度予算案額 **23百万円**  
（令和3年度予算額 30百万円）

## 事業概要・目的・必要性

○近年、SNSの利用増加に伴い、若年者層を中心に、日常のコミュニケーションで消費生活相談の主要な受付方法の一つである電話が利用されない傾向にあります。

○また、成年年齢の引下げにより、知識や経験の乏しい18歳～19歳の消費者トラブル増加も懸念されるところ、若者の消費生活トラブル防止・救済に向けた取組の推進が急務となっています。

○このような状況を踏まえ、若者を始め多様な消費者が様々なチャネルを通じて消費生活相談ができる環境の整備について検討するため「若者が活用しやすい消費生活相談に関する研究会」の開催や、若者の主要なコミュニケーションツールであるSNSを活用した消費生活相談（以下「SNS相談」）を試行し、その実現可能性やあり方、SNSにおける消費生活相談の対応方法について検討を行ってきたところです。

○SNS相談について更に検証・検討を深め、消費者庁で作成したSNSにおける消費生活相談対応マニュアルの改善を図りつつ、全国的なSNS相談の普及を促します。

## 事業イメージ・具体例

○SNSを活用した消費者トラブルの相談窓口を開設して相談を受け付け、相談情報を収集するとともに、相談のやり取りを分析します。

○地方自治体の消費生活センター等において、SNSを活用した消費者トラブルの相談窓口を開設・運用の上、実際にマニュアル等を活用した相談対応を行い、効果等を実証します。

### 【試行の内容】

- ・ SNS相談を試行するための相談対応システムを構築。
- ・ 相談対応者に対して事前研修を実施。
- ・ 相談対象者に向けて周知・広報を実施。
- ・ 相談体制を構築の上、SNS相談を試行。
- ・ 相談対応者及び相談対象者に向けてアンケート調査を実施。
- ・ 試行結果を集計・分析の上、「SNSにおける消費生活相談対応マニュアル」の見直し・充実を実施。

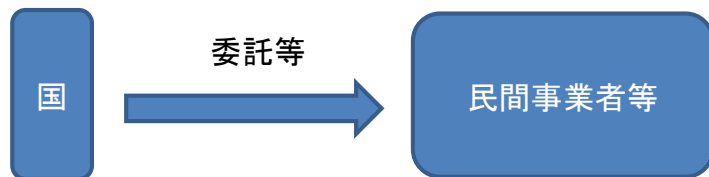
### 【試行の場所】

選定した地方公共団体等

### 【その他】

必要に応じて有識者による検討会等を開催

## 資金の流れ



## 期待される効果

○SNS相談の普及により、若者等が相談しやすい環境の整備につながります。

○文字による相談により、これまで相談できなかった障がい者や外国人、日中働く方々などが相談する機会の増加につながります。

○SNSの機能を活用することで、被害の未然防止や拡大防止のためのツールにもなり得ます。

# 取引デジタルプラットフォーム（DPF）における消費者利益保護等推進事業（消費者庁消費者政策課）

令和4年度予算案額 1.2億円（新規）

## 事業目的・概要

（事業目的・概要）

- 取引DPFを利用した通信販売は、国民の消費生活で欠かせないインフラの一つになってきている一方で、取引時のトラブル等が発生しています。
- こうした背景を踏まえて、令和3年4月、取引DPFを利用する消費者の利益を保護するための制度として、「取引DPF消費者保護法」が成立しました。
- 本事業では、同法の施行を踏まえ、①法に基づく取引DPFに対する要請等の措置の的確な実施、②官民協議会におけるルール形成の促進、③CtoC取引における取引DPF提供者の役割の検討、④消費者に対する新たな制度の周知等を進めることで、消費者利益の保護と取引DPFを介した取引適正化の両立を図ります。

（成果目標）

- 取引DPFを利用した通信販売におけるトラブル相談及びトラブルが低減することを目指します。

## 事業イメージ・具体例

### ○利用停止要請・申出への対応の実施

- ・取引DPF提供者に対する利用停止の要請等の措置や取引DPFに関する申出への対応を適切かつ迅速に実施します。

### ○取引DPF官民協議会におけるルール形成の促進

- ・関係行政機関、取引DPF提供者、消費者団体等から構成される「取引DPF官民協議会」を運営し、取引DPFにおける自主的な取組を促進するため、①「隠れB」の実態把握、②苦情処理等の在り方、③諸外国の動向等に関する調査・分析を実施した上で、官民連携して取引DPFの類型に応じた指針の精緻化等の議論を進めます。

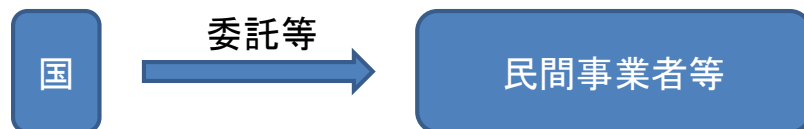
### ○CtoC取引における取引DPF提供者の役割の検討

- ・現在売主側に消費者を保護する責任が課せられていないCtoC取引の実態、消費者保護の在り方について、多角的に調査検討します。

### ○制度の周知・広報

- ・取引DPF提供者及び消費者団体等と連携し、消費者・事業者双方に対する制度の周知を推進します。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 事業実施を通じ、消費者や取引DPF事業者の行動を促すことで、取引DPF提供者による自主的な取組を含む消費者の利益保護の取組が充実するとともに、消費者自身によるトラブルへの回避・対応力が醸成されます。

# 消費者財産被害対応経費（消費者庁消費者政策課）

令和4年度予算案額 **26百万円**  
（令和3年度予算額 27百万円）

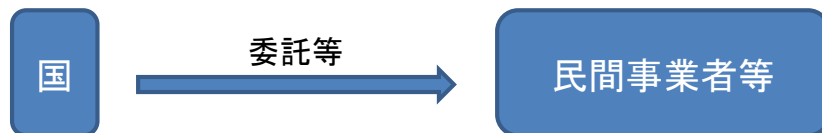
## 事業概要・目的・必要性

- 消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるよう、消費者安全法に基づき、財産被害における「消費者事故等に関する情報の集約」に関して、民間サービスを活用した情報収集、有識者との消費者トラブルの動向等に関する情報交換を行います。
- また、財産被害における「消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置」に関して、消費者安全法に基づく注意喚起等に必要な証拠を収集するため、事業者の現地調査や、被害者及び事業者の事情聴取等を行います。

## 事業イメージ・具体例

- 消費者財産被害に関する情報収集・分析・対応
  - 記事検索システムや登記情報提供サービス等を利用した消費者事故等に関する情報収集
    - ・寄せられた端緒情報について、記事検索システムを用いて関連する記事等を検索することにより、その詳細、正確性、被害の拡大状況等を確認します。
    - ・登記情報提供サービスを用いて、事業者の所在、代表者、状況（解散、清算終了等）を確認します。
    - ・スマートフォンを用いて、SNSを通じた悪質事業者の勧誘状況の情報を収集します。
  - 被害者からの事情聴取や事業者への立入調査
    - ・被害者及び事業者からの事情聴取や事業者への立入調査を行うことにより、注意喚起につながる情報を詳細に入手します。
  - 有識者との情報交換会の開催
    - ・年2回情報交換会を開催し、実際の消費者問題の状況に詳しい有識者から、最近の消費者トラブルの動向や注意事項に関する情報・意見や助言を得ます。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 財産被害に関し、消費者事故等に関する情報を集約し、消費者への注意喚起等の消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置等を講ずることにより、消費者安全法の目的を達成します。

# 消費者基本計画等の作成（消費者庁消費者政策課）

令和4年度予算案額 **2百万円**  
（令和3年度予算額 2百万円）

## 事業概要・目的・必要性

- 「消費者基本計画」（以下「基本計画」という。）は、消費者基本法に基づき策定されるものであり、第4期の基本計画は、令和2年3月に閣議決定され、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象期間として運用されているところです。令和3年度には、コロナ禍における新しい生活様式の実践に伴い、消費者を取り巻く環境がこの1年で大きく変化したことを踏まえ、基本計画の一部を改定しました。
- 第4期の基本計画においても、その実効性を高めるため、基本計画に基づいて講ずべき具体的施策について記載した「基本計画工程表」（以下、「工程表」）を毎年度改定する予定です。
- 令和4年度も、工程表の改定並びにその周知を実施します。

## 事業イメージ・具体例

- 第4期工程表の改定と周知
  - ・工程表等を印刷・製本し、適格消費者団体を始めとする主要な関係団体等に配付し、理解の深化を図ります。
  - ・消費者庁主催の消費者行政ブロック会議※に参加し、基本計画や工程表の内容について、都道府県等消費者行政担当者に対してわかりやすく説明します。

※全国6か所で開催：北海道・東北ブロック、関東ブロック、中部・北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州・沖縄ブロック

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 工程表の配付や内容の周知を通じ、地方を含めて広く消費者政策への理解が深まるとともに、消費者行政の一層の推進が期待されます。

# ギャンブル等依存症対策の推進に必要な経費（消費者庁消費者政策課）

令和4年度予算案額 **4百万円**  
（令和3年度予算額 4百万円）

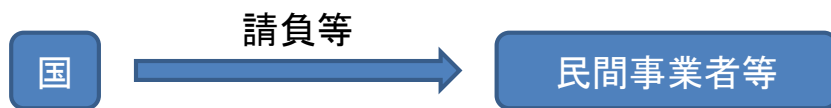
## 事業概要・目的・必要性

- ギャンブル等依存症対策基本法に基づき置かれる推進本部の副本部長として、消費者担当大臣が特定されていることを踏まえ、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を積極的に推進することが求められています。
- そのため、以下の取組を実施します。
  - (1) 啓発用資料の作成・活用
  - (2) 実態調査

## 事業イメージ・具体例

- 啓発用資料の作成・活用
  - ・ 消費者庁では、様々な啓発用資料を作成・公表し、知識の普及を図っていますが、ギャンブル等依存症をめぐっては、新たな知見が順次得られていることから、内容の更新が重要です。
  - ・ そのため、令和4年度も引き続き啓発資料を印刷・配布するほか、ギャンブル等依存症対策に資する新資料を作成します。
- 実態調査
  - ・ ギャンブル等依存症対策に関するより効果的な注意喚起・普及啓発を実施する観点
  - ・ ギャンブルを行う者が陥りやすい消費者トラブルについて把握する観点から、インターネット調査を実施します。

## 資金の流れ



## 期待される効果

PDCAサイクルを通じて状況を把握しながら、知識の普及のための取組を強力に推進することを通じ、依存症を原因とする多重債務問題等に陥る者の発生の抑制が図られることになると見込まれます。

# 消費者団体訴訟制度等の推進に必要な経費（消費者庁消費者制度課）

令和4年度予算案額 **94百万円**  
（令和3年度予算額 60百万円）

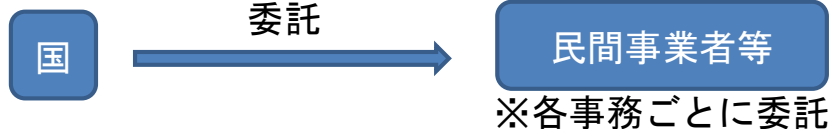
## 事業概要・目的・必要性

- 本事業は、消費者契約法及び消費者裁判手続特例法に基づく消費者団体訴訟制度について、制度の着実な運営を確保するものです。
- 孤独・孤立に起因する消費者被害は、現在、支援の手が届きにくい状況にあり、その予防・回復に向け、孤独・孤立した消費者に焦点を当てた支援を強化することが必要です。
- 消費者団体訴訟の第一号案件の和解が成立したことで、見えてきた制度の課題として、より一層消費者の参加を促進することが必要です。
- また、消費者団体訴訟制度のより一層の機能強化のため、適格消費者団体間の連携や適格消費者団体と各ステークホルダーとのネットワークを強化することが必要です。

## 事業イメージ・具体例

- 消費者契約法及び消費者団体訴訟制度について、引き続き一般消費者に対するきめ細かい周知・啓発を図ります。
- 孤独・孤立した消費者に対しては、オンライン相談会を開催するとともに、シンポジウムを開催（オンライン配信）して、孤独・孤立した消費者の啓発を図ります。
- 具体的な消費者団体訴訟事案に関し、適格消費者団体等の活動状況や消費者団体訴訟の訴訟結果を一覧できる仕組みを構築することで、消費者が安心して案件を確認し、訴訟に参加できる環境を整えます。
- 消費者団体訴訟の第一号案件の和解が成立したことから、適格消費者団体連絡会の開催を通じて適格消費者団体間での情報やノウハウの共有をより一層促進し、各団体のノウハウの蓄積を図ります。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 消費者の制度参加が促進され、制度の安定的な運営が確保できます。
- 関係機関の連携・ネットワークが強化されることで、ノウハウの共有がより一層促進され、消費者団体訴訟制度がより一層の機能強化されます。

# 消費者教育充実・推進事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和4年度予算案額 **76百万円**（令和3年度予算額 95百万円）〔消費者教育充実・推進事業〕

令和4年度予算案額 **6.7百万円**（令和3年度予算額 6.7百万円）〔消費者教育推進会議〕

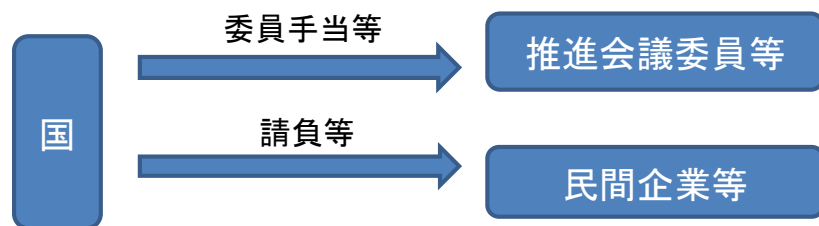
## 事業概要・目的・必要性

- 「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、対象領域及びライフステージに対応した消費者教育を総合的に推進するための環境整備を行います。
- エシカル消費（人・社会・環境等に配慮した消費行動）の考え方及び行動が広がるよう、普及啓発を行います。

## 事業イメージ・具体例

- 消費者教育ポータルサイト
  - ・安定的な運用を図るためのシステム保守を行います。
- 体系的な消費者教育の推進
  - ・令和4年4月からの成年年齢引下げを踏まえ、若年者等に対し、その特性に応じた情報を届けるとともに、実践的な消費者教育を推進します。
  - ・事業者、事業者団体等と連携して働く世代に対する消費者教育の場を創出し、継続した消費者教育の推進を図ります。
- エシカル消費に関する調査及び教育の推進
  - ・地方公共団体や民間団体によるエシカル消費に関する普及活動の調査等を実施するとともに、先進事例等を紹介する各種イベント等への積極的な参画等、情報発信の取組を強化します。
  - ・自治体や学校等への働きかけや出前講座等により、全国への普及に取り組みます。
- 消費者教育推進会議（審議会）の開催
  - ・令和4年度までを計画期間としている基本方針の見直しに向けた議論等を行います。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 消費者と事業者との間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、自主的、合理的に行動することができる自立した消費者を育成します。
- エシカル消費の普及促進を通じて、消費者・事業者が公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画するよう促します。



# 消費者に対する普及啓発事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和4年度予算案額 15百万円（令和3年度予算額 11百万円）

## 事業概要・目的・必要性

### ○消費者支援功労者表彰

消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体・グループに対して、その功績を称え顕彰し、全国の消費者支援活動を活性化し、もって消費者利益の擁護及び増進を図ります。

### ○消費者月間

- ・昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とすることが決定され、令和3年度で34回目を迎えます。
- ・消費者月間の間、消費者、事業者、行政等が一体となり、消費者問題に関する様々な啓発・教育事業を集中的に実施。消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者の自立を支援します。

## 事業イメージ・具体例

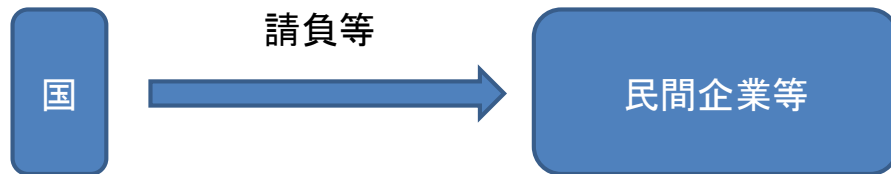
### ○消費者支援功労者表彰

関係団体の推薦を基に、消費者支援功労者選定会議の審査を経て、内閣府特命担当大臣が被表彰者を決定します。令和3年度は、内閣総理大臣表彰5件、内閣府特命担当大臣表彰13件、ベスト消費者サポーター章34件を授与しました。

### ○消費者月間

消費者被害の防止や消費者安全の確保等の課題について、消費者一人一人が自分ごととして捉え、その解決に向けた具体的な行動を起こすきっかけとなるよう、消費者、事業者、行政が一体となって、普及啓発等の事業を集中的に実施します。  
具体的には、ポスターの作成や多様な主体による様々な取組を積極的に発信するなど、国民一人一人の意識の向上・取組の促進に向けた機運を醸成します。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 表彰を通じ、全国の消費者支援活動を活性化し、消費者被害の防止・解決を図ります。
- 消費生活における様々な課題の解決に向け、消費者月間における普及啓発事業の集中的実施を通して、消費者一人一人の取組を促進します。

# 食品ロス削減推進調査事業（消費者庁消費者教育推進課）

令和4年度予算案額 **41百万円**（令和3年度予算額 45百万円）〔食品ロス削減推進調査経費〕

令和4年度予算案額 **1.4百万円**（令和3年度予算額 1.4百万円）〔食品ロス削減推進会議〕

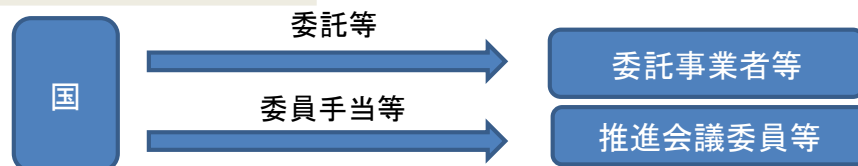
## 事業概要・目的・必要性

- 「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減を「我が事」として自発的に取り組んでいくようにすることが重要です。
- このため、食品ロスを削減することの重要性について、理解と関心を増進できるよう、資材の提供、教育、普及啓発を推進します。
- また、食品ロスに関する実態、先進的な取組や優良事例等を広く提供できるよう、情報収集や調査等を実施します。

## 事業イメージ

- 消費者等への普及啓発のための人材育成等
  - ・世代やライフスタイルなどを考慮しつつ、啓発すべきテーマや対象の特性に応じた資材を開発し、提供します。
  - ・地方公共団体において取組を推進できるよう、地方公共団体職員及び地域で取組を推進する人材を育成するための研修会等を行います。
- 食品ロスの削減に関する取組状況の調査
  - ・消費者の食品ロスに対する意識や効果的な削減方法の工夫、消費者と事業者の連携状況、先進的な取組についての調査を行います。
- 先進的な事例や優良事例等の全国的な展開
  - ・「食品ロス削減推進大賞」を実施し、優れた取組を表彰します。
  - ・「食品ロス削減全国大会」において、消費者庁セッション等を設けるなど、地方公共団体の取組事例や推進計画の内容等を広く紹介することにより、地方における推進計画の策定を支援します。
- 諸外国における制度等の調査
  - ・海外における食品ロス削減に関する消費者等への先進的な普及啓発事例、外食時の持ち帰りにかかる制度等に関する調査を行います。
- 食品ロス削減推進会議の開催
  - ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づく取組状況のフォローアップ等を行います。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 全ての都道府県及び政令市を始めとする地方公共団体において、食品ロス削減の取組を推進します。
- 事業系食品ロス、家庭系食品ロス共に、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減します。

# 地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和4年度予算案額 17.5億円（令和3年度予算額 18.5億円）

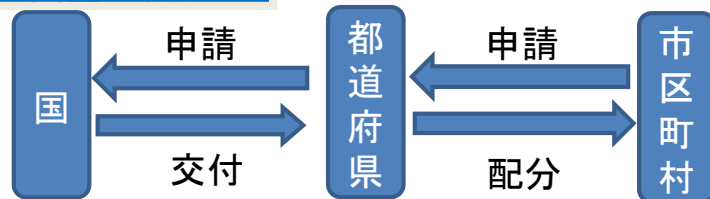
## 事業概要・目的・必要性

- どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充するためには、地方の自主性・自立性が十分発揮されることに留意しつつ、地方における計画的・安定的な取組を財政面から支援することが必要です。
- 地方消費者行政においては、①消費者の利便性向上、感染症対応、人口減社会への対応を見据えた、相談業務等のデジタル化や自治体連携の推進、②消費生活相談員数の大幅減に対応した新たな担い手の確保等による相談機能の維持・充実、③新たな生活様式下で孤独・孤立にある消費者に対する地域の見守り力の強化は喫緊の課題です。
- 令和4年度は、①デジタル技術や自治体連携の活用、②消費生活相談員が活躍できる環境の整備、③孤独・孤立した消費者などに取り組む地方公共団体の取組を重点的に支援します。
- 「強化事業」及び「推進事業」の2つの柱を維持します。
  - ①地方消費者行政強化事業  
地方消費者行政の充実・強化に向けて積極的に取り組む地方公共団体に対して、複数年の計画的な取組を支援。
  - ②地方消費者行政推進事業  
平成29年度までに「地方消費者行政推進交付金」等を活用して行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業について引き続き支援。

## 事業イメージ・具体例

1. 地方消費者行政強化事業＜原則1／2補助＞
    - 重点事業
      - ①デジタル技術・自治体連携を活用した体制強化  
(TV会議、メール、SNS等による相談受付等に必要な経費、広域連携の立ち上げ費用や他市町村のバックアップ等に必要な謝金・旅費等を補助)
      - ②消費生活相談員が活躍できる環境の整備による相談機能の維持・充実  
(指定消費生活相談員・主任相談員の活動費、相談員のメンタルケアの取組、デジタル化等への対応力強化、専門家派遣に必要な経費を補助)
      - ③孤独・孤立した消費者への地域の見守り力の強化等  
(デジタル化に対応することが困難な消費者への支援、孤独・孤立した消費者の見守り活動やフードバンクの取組等に必要な経費を補助)
    - (1)重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化
      - ①情報化の推進
      - ②自治体連携の促進による相談体制の維持・充実
      - ③配慮を要する消費者（高齢者、障害者、外国人等）に対する相談・見守り体制の整備・運用
      - ④消費者教育・啓発への取組
      - ⑤SDGsへの取組（エシカル消費、消費者志向経営、食品ロス削減等）
      - ⑥法執行体制の強化、事業者のコンプライアンス確保への取組
    - (2)国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業
2. 地方消費者行政推進事業＜定額補助＞

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 地方消費者行政の情報化・自治体間連携、相談員が活躍できる環境の整備、孤独・孤立下にある消費者への対応の強化により、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる地域体制の維持・充実を確保します。
- 国が取り組むべき重要消費者政策等に積極的に取り組む地方公共団体を支援し、地方消費者行政の充実・強化を実現します。

# 先進的モデル事業（消費者庁地方協力課）

令和4年度予算案額 **1. 1億円**  
（令和3年度予算額 1. 1億円）

## 事業概要・目的・必要性

- 厳しい人的・財源的制約の下で地方消費者行政の政策効果を最大限に高めるとともに、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対して、広域連携や官民連携の活用など行政手法を工夫しつつ、地域の関係者が一体となって取り組む体制を整備することが必要です。
- 全国に共通する課題に対して、実効性のある事業モデルを構築し展開することで地方公共団体における事業の企画・取組を支援します。
- 国が公募により選定した民間事業者をプラットフォームとして、地域の関係者間で連携を図りつつ、効率的かつ効果的に事業を実施することにより、新たな手法により、地方消費者行政の更なる充実・強化に向けた取組を実現します。
- 事業で創出した優良事例について全国的な横展開を図ることで、他の地方自治体における自主財源による積極的な取組を促進します。

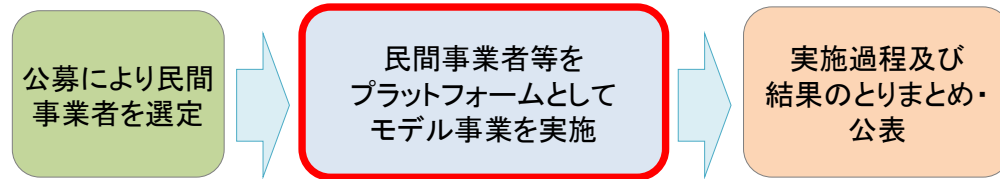
## 事業イメージ・具体例

公募により、民間事業者等の提案から9事業程度（1事業あたり1,000～3,000万円程度）を選定します。

### <事業例>

- 高齢者や孤独・孤立の状況にある方などへの、効果的な見守り手法の開発・実証
- 地域で活動する事業者・団体等による見守り活動の促進事業の実施
- 地域の事業者や団体、消費者も巻き込んだエシカル消費の普及・啓発手法の開発・試行
- 消費者志向経営の推進に向けた効果的な事業の実施
- 食品ロス削減にも資するフードバンクへの食品提供促進事業の実施

など



## 資金の流れ



## 期待される効果

- 重要かつ新たな政策課題解決に向けて広域連携や官民連携等を活用した新たな行政手法を創出します。
- 地方においてモデル事業を実施し、その取組を他地域にも周知することで、全国的な対応力強化を図ります。

# 消費生活協力員・協力団体養成事業（消費者庁地方協力課）

令和4年度予算案額 100万円  
（令和3年度予算額 100万円）

## 事業概要・目的・必要性

- 政府として認知症高齢者・障害者等に対する取組が課題となっており、消費者被害を防止するための対策も重要な取組の一つです。
- このような中、消費者庁は認知症高齢者・障害者等の配慮を要する消費者を見守るためのネットワークである消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）が全国の地方公共団体で設置されるよう取組を促進します（343自治体で設置（令和3年6月末時点））。今後は、見守りネットワークの設置促進に加え、本ネットワークの実効性の確保が重要な課題です。
- 本ネットワークの活動を一層促進するため、地域の見守り活動の担い手となる消費生活協力員・協力団体の養成事業を実施します。

（参考1）「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議）（抄）

### ⑩消費者防止施策の推進

認知症の人を含む高齢者の消費相談は近年増加し、消費者トラブルに遭遇した場合の被害が多額かつ頻回となっている。このため、高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を地域で見守る体制（消費者安全確保地域協議会）の構築を推進するとともに、政府広報等を通じて消費者被害の注意喚起を行う。

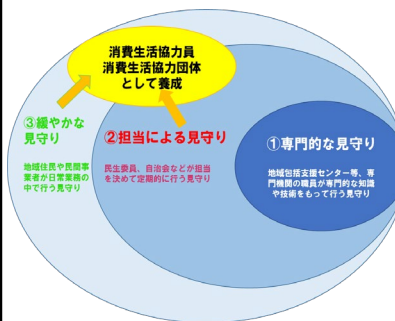
（参考2）「地方消費者行政強化作戦2020」（令和2年4月）（抄）  
＜政策目標4＞ 高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実  
【地域の見守り活動の充実】

4-2 地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上

## 事業イメージ

- 消費生活協力員・協力団体養成講座の開催  
消費生活に関して興味を持つ住民又は消費者被害を発見しやすい立場にある者（ヘルパー、民生委員等）や地域の事業者（金融機関、コンビニ、宅配事業者等）を対象とした「消費生活協力員・協力団体養成講座」を開催します。

（見守り活動充実のための消費生活協力員・消費生活協力団体の養成）



消費生活協力員・協力団体に期待される役割

- ＜被害未然防止のための情報提供＞
  - ・悪質商法の紹介、チラシの配布
  - ・消費生活センターの紹介
- ＜消費者被害の早期発見＞
  - ・気づきと声掛け
- ＜被害情報の消費生活センターへのつなぎ＞
  - ・被害を確実に消費生活センターにつなぐための（本人への）説得
  - ・消費生活センターとの協働（説明支援、クーリングオフ書面作成、発出のサポート等）
- ＜被害情報の適格消費者団体への提供＞
  - ・景品表示法違反に係る差止め請求に資する適格消費者団体への適切な情報の提供

## 期待される効果

- 感染症や災害発生時における、特に配慮を要する高齢者・障害者等の消費者に対する消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。
- 消費生活に関する知識を有する地域の見守りの多様な担い手を確保します。
- 消費者安全確保地域協議会の設置促進及び活動の実効性が向上します。（消費生活センターにアウトリーチ機能を充実）。

## 資金の流れ



# 消費生活相談員担い手確保事業（消費者庁地方協力課）

令和4年度予算案額 **35百万円**  
（令和3年度予算額 70百万円）

## 事業概要・目的・必要性

- 地域住民のより豊かで安全・安心な消費生活を実現するためには、地域の相談窓口において、質の高い相談・救済を受けることができる相談体制の整備が必要であり、消費生活相談員の配置及び資格保有率の向上が求められています。
- 一方、全国の消費生活相談員の配置数は、相談員の担い手不足などを背景として、2年連続で減少しているところです。
- こうした全国共通の課題に対応するため、消費生活相談員担い手確保事業を実施し、各地の消費生活センターで相談業務等を担う適切な人材を確保します。

（参考） 「消費生活相談員資格試験制度の創設」について

- 改正消費者安全法（平成26年法律第71号）では、地方公共団体における消費生活相談員の人材確保や質の向上のため、消費生活相談員の職を法律に位置付けるとともに、内閣総理大臣の登録を受けた機関により実施される消費生活相談員に関する資格試験制度を創設し、新しい資格試験に合格することや、これと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事又は市町村長に認められることを、消費生活相談員の要件としている（平成28年4月1日施行）。
- なお、平成28年4月1日時点で、従前の消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントの資格を保有する者であり、かつ一定の要件（直近5年間で1年以上の実務経験等）を満たす場合、「消費生活相談員資格試験合格者」とみなすとされている。

## 事業イメージ

- 消費生活相談員養成講座の開催  
消費者安全法に基づく消費生活相談員資格の取得に向けた養成講座を全国どこでも受講可能な形で開催し、全国の消費生活センターで勤務する消費生活相談員を養成します。
- ※ 単に国家資格試験に合格させるのみならず、資格試験合格者へは消費生活センターで円滑に勤務できるよう、消費生活相談員としての勤務に必要な知識等を得られるようにするなどの支援を行います。

消費生活相談員養成講座  
e-ラーニング等、全国どこでも受講可能な講座

【実施主体】 消費者庁（民間事業者・団体等に委託）  
【受講者】 消費生活センター勤務希望者



資格試験合格者への消費生活センター勤務支援  
※ 円滑に勤務を開始できるようフォローアップ

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 全国の消費生活センターの相談員の担い手不足を解消します。
- 地域偏在なく、質の高い消費生活相談の提供が可能となります。

# 消費者政策専門人材育成事業（消費者庁地方協力課）

令和4年度予算案額 **4百万円**  
（令和3年度予算額 8百万円）

## 事業概要・目的・必要性

- 消費者問題が多様化していく中で、地域における審議会等の議論の活性化を図るためには、地域における消費者政策の専門人材の育成を図る必要があります。
- 消費者政策の基礎理論となり得る学問は、法学分野や教育学分野のほか、経済学分野や商学・経営学分野などの各々の分野で独立して存在しています。
- これらを「消費者政策」という切り口で体系的に整理し、大学等において消費者政策を学ぶためのプログラムや教材を開発します。また、授業等の実施結果を通じた調査研究を実施します。

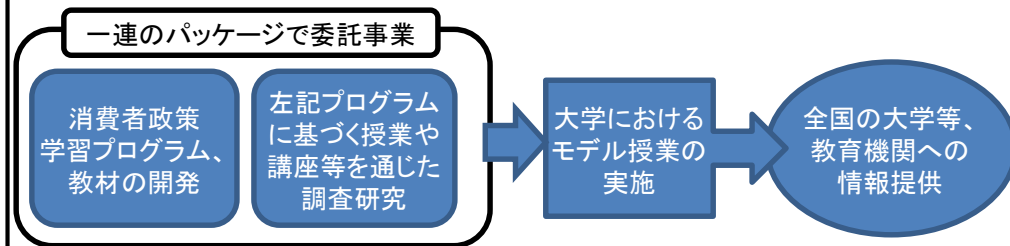
（参考）消費者政策推進のための専門人材の育成・確保に関する懇談会報告書（平成31年4月 消費者庁）

消費者政策推進に関する専門人材を育成するため、消費者庁は、人材育成に取り組む大学と連携し、モデルとなる学びの場（公共政策に係る人材養成を行う既存の大学院に、新たにコースやプログラムを設けること等が期待される。）を全国に数箇所置くことを目指すべきである。その際、ICT（オンデマンド型教材）などを活用して、住む地域により学ぶ機会が制約されない環境作りも重要である。

## 事業イメージ・具体例

- 大学等に事業を委託し、消費者政策を学ぶためのプログラム開発を行い、授業等で実践します。また、これらの結果についての調査・研究を行います。
- 調査・研究結果について報告書としてとりまとめ、プログラム及び実践事例について、全国の大学等の教育機関への情報提供を行います。

（消費者政策専門人材育成事業）



## 期待される効果

- 消費者政策学習プログラムの開発及び実践事例の調査研究を実施し発信することで、消費者政策を総合的に学べる環境を全国的に整備します。
- 複雑化・高度化する消費者問題に対応できるよう、消費者政策の担い手の対応力強化を図ります。

## 資金の流れ



# 消費者ホットラインの運営に必要な経費について

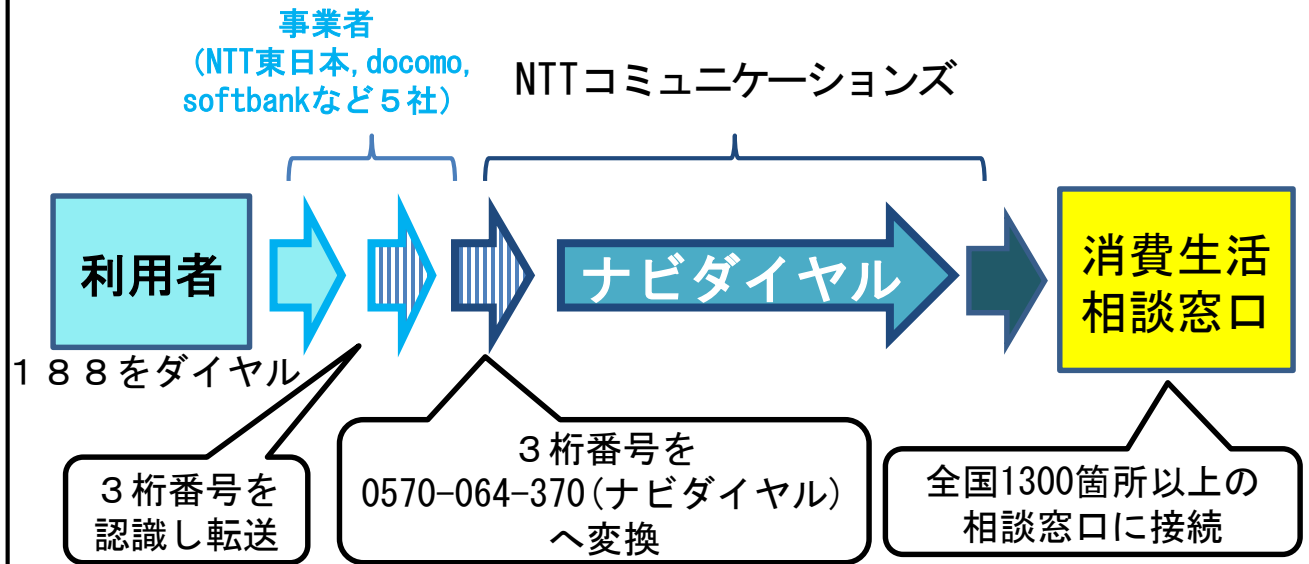
令和4年度予算案額 1.1億円  
(令和3年度予算額 1.1億円)

## 事業概要・目的・必要性

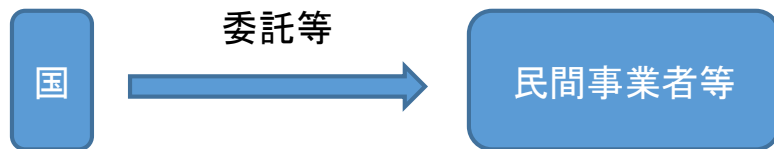
- 消費者に身近な消費生活相談窓口  
にアクセスしやすい環境を整備する  
ことを目的として、消費者ホットラ  
インを平成22年から全国で実施して  
います。  
平成27年からは3桁番号の「消費  
者ホットライン188」をスタート  
しており、継続的なシステムの運営  
に必要な経費を要求するものです。

## 事業イメージ・具体例

### <消費者ホットライン188の基本的な流れ>



## 資金の流れ



## 期待される効果

- 地方公共団体が設置する身近な相談窓口  
に誰もがアクセスしやすい環境を整備  
することにより、窓口を知らない消費  
者からの相談を受け、解決に繋げるこ  
とができます。



# 消費者ホットライン、消費生活センター、消費生活相談員の広報に必要な経費（消費者庁地方協力課）

令和4年度予算案額 10百万円  
（令和3年度予算額 15百万円）

## 事業概要・目的・必要性

- 消費者に身近な消費生活相談窓口へアクセスしやすい環境を整備することを目的として、「消費者ホットライン」を平成22年1月より全国で実施しました。よりアクセスしやすい環境とするため、平成27年7月より3桁化（188）を開始しました。
- 令和2年度の利用実績は約105万件となっており、3桁化導入前の利用実績約34万件（平成26年度）の約3.1倍となっているが、消費者意識基本調査によると188の認知度は著しく低い状況です。
- 消費生活相談員の数が増えるなか、新たな担い手確保が喫緊の課題になっています。
- 消費者ホットライン（188）や、地方公共団体が設置する消費生活センター、消費生活相談員の認知度向上に向け、積極的・効果的な広報が必要です。

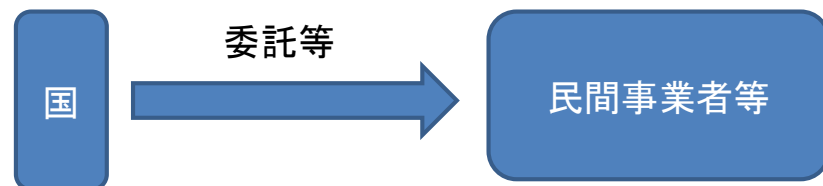
## 事業イメージ・具体例

- 地方部を含む全国を対象に、世代等も考慮した効果的な広報を展開します。
  - ・ 主に若者を対象に、SNSや若者が集まる施設を活用した動画配信。
  - ・ 学生（若者）や高齢者を対象に、全国の路線バスを活用した広告を実施。
  - ・ 幅広い世代を対象に、主に地方都市の鉄道を活用した広告を実施。  
※東京、大阪の地下鉄等についてはこれまでに実施

併せて、政府広報や地方自治体におけるポスター・チラシの設置等の取組についても引き続き実施します。



## 資金の流れ



## 期待される効果

- 消費者ホットラインの存在を知らない消費者に「188番」を知っていただく等の認知度向上に向けた取組により、消費者被害の未然防止・拡大防止につながります。

# 地方公共団体等との連携・協働に必要な経費

令和4年度予算案額 **30百万円**  
(令和3年度予算額 32百万円)

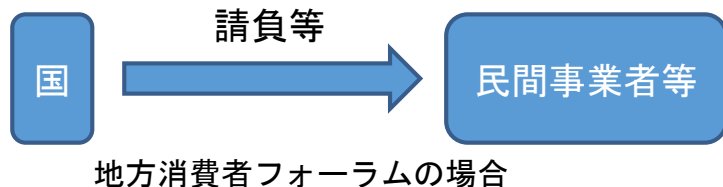
## 事業概要・目的・必要性

- 地方公共団体と消費者庁、消費者団体をはじめとする地域で消費者問題に携わる団体・グループが連携し、消費者庁が団体・グループ等と自治体のつなぎ役となり、更なる連携強化をし、地方消費者行政全体の底上げを図る必要があります。
- 地方消費者行政の充実・強化のための諸課題に取り組むため、現場の実情把握を図るための関係者との意見交換や、交流の場を設けて、地方公共団体職員や消費者問題に取り組む関係者・グループとの「顔の見える関係」の構築を図ります。

## 事業イメージ・具体例

- 地方消費者フォーラム  
地方消費者行政の充実・強化のためには、地方公共団体との交流・連携のみならず、地域で消費者問題に携わる団体・グループの活動の活性化が不可欠であり、こうした団体・グループとの「交流」の場を設け、緊密な情報交換や意見交換を行います。
- ブロック会議  
消費者庁から地方公共団体への働きかけ、消費者庁と地方公共団体関係者の交流・連携の促進、地方公共団体の取組の進捗状況や「現場」の課題、要望等の把握等を目的として、「消費者行政ブロック会議」を開催します。
- 地方公共団体向け執行研修  
地域における消費者被害の防止・救済を図るため、消費者庁所管法令の執行に関する実践力を身に付けることを目的として、実務ノウハウの取得に重点を置いた研修を、地方公共団体及び地方支分部局の職員等に対して実施し、法執行強化を図ります。

## 資金の流れ



## 期待される効果

「現場」の関係者との積極的な交流・連携を図り、地域の実情把握に努めることにより、「現場」のニーズや実情を踏まえた施策の展開を行うことができます。また、地域の消費者活動が活発化することにより、地域における消費者問題への「総合的な対応力」を高めることができます。

# 消費者安全の啓発に必要な経費（消費者庁消費者安全課）

令和4年度予算案額 **63百万円**  
（令和3年度予算額 42百万円）

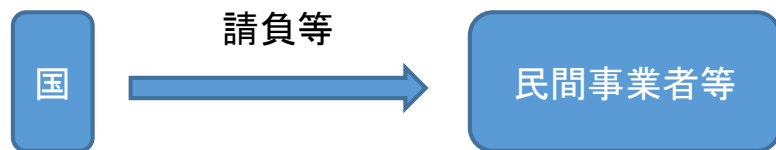
## 事業概要・目的・必要性

- 消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）では、食品安全基本法等に基づく食品安全の確保に関する諸施策を推進し、食品安全に関するリスクコミュニケーションを継続的に推進するとされています。
- 本年4月13日に開催された「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」においては「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」が決定され、2年程度後のALPS処理水の海洋放出開始に向けた準備が進められることとなりました。風評影響を最大限抑制するための国民・国際社会の理解の醸成に関する取組を集中的に実施する必要があります。
- このため、これまで行ってきた食品中の放射性物質等をテーマとした意見交換会の取組を更に強化するとともに、地方公共団体等の多様な主体によるリスクコミュニケーションの取組を推進する体制を整備します。

## 事業イメージ・具体例

- 意見交換会の開催（拡充）  
食品安全の確保に関する施策等について消費者の理解増進を図るため、食品中の放射性物質及び食品安全に関する様々なテーマについて、関係府省が連携又は消費者庁単独で、意見交換会等を開催します。
- 多様な主体によるリスクコミュニケーションの推進体制の整備  
地方公共団体や事業者団体等の多様な主体による食品安全に関する取組を推進するとともに、こうした取組で活用可能な使いやすいコンテンツの作成・周知等を実施します。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 科学的根拠のない情報による消費者の不安を払拭します。
- 正確な情報に基づき自身の判断により適切な消費行動をとる消費者が増加します。

# 消費者安全の対策に必要な経費（消費者庁消費者安全課）

令和4年度予算案額 **87百万円**  
（令和3年度予算額 91百万円）

## 事業概要・目的・必要性

### ○目的

事業者が提供する製品・役務等により、消費者の生命・身体に被害を及ぼす事故が発生しています。こうした事故を防止するためには、事業者において製品・役務の安全性の向上、注意表示等の充実を行うとともに、消費者が事故の危険性を認識し、安全に配慮したうえで製品等を利用することが重要です。消費者安全法等に基づき、事故情報を消費者庁に集約し、消費者に向けた注意喚起等を実施することにより、事故の発生・拡大の防止に取り組みます。

### ○事業概要

- ・ 関係行政機関、事業者等から事故情報の収集・公表
- ・ 事故情報等の収集・分析・活用のための調査
- ・ 消費者への注意喚起、事業者への資料要求、立入検査等の実施
- ・ 緊急事態等における関係省庁と連携した対応 等

## 事業イメージ・具体例

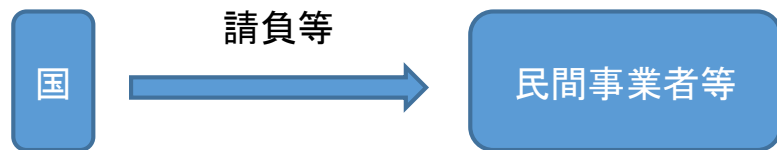
### ○事故情報の集約等

- ・ 消費者安全法や消費生活用製品安全法の規定に基づき、関係行政機関や事業者等から寄せられる事故情報を集約します。（「量的な収集」）
- ・ 医療機関ネットワーク事業により、全国の医療機関の協力を得て事故情報を収集します。（「質的な収集」）

### ○事故情報への対応分析

- ・ 収集した事故情報を分析し、被害の重大性等の観点から注意喚起すべき事案を選定します。
- ・ 注意喚起に当たっては、事故現場の確認や事故分野の専門家から意見聴取や実験依頼等を行います。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 事故情報を消費者庁に集約し、公表することにより、関係行政機関、事業者における事故防止の取組を促進します。
- 消費者庁が消費者への注意喚起を実施することにより、報道や地方公共団体等を通じて周知が図られ、子どもや高齢者を含め、消費者事故の防止に寄与します。

# リコール情報周知の強化のために必要な経費（消費者庁消費者安全課）

令和4年度予算案額 **2百万円**  
（令和3年度予算額 5百万円）

## 事業概要・目的・必要性

- 製品・車両・食品等が販売された後、安全性を欠くことが判明した製品等については、法令等や自発的に回収情報を公表されています。こういった種々の情報について、消費者の安全・安心の確保の観点から、消費者向け情報を「消費者庁リコール情報サイト」に集約し、消費者に向けて分かり易い情報発信を行います。
- また、製品が国境を越えて多く流通している現状を踏まえ、OECD「グローバル リコール ポータルサイト」に我が国のリコール情報を提供し、国際協力を推進します。

## 事業イメージ・具体例

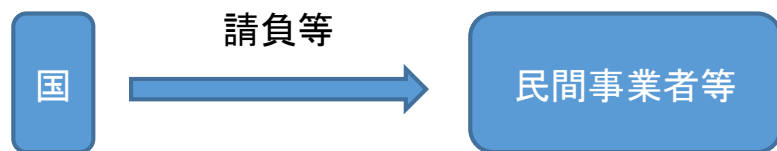
- 「消費者庁リコール情報サイト」の運用業務
  - ・リコール情報を集約し、消費者が分野横断的に情報を確認できる「消費者庁リコール情報サイト」（平成24年4月運用開始）の運用を行います。
  - ・リコール情報は、サイトを毎日更新するとともに、メールマガジンやツイッターを発信し、直接的に情報を届けます。

（※）

年間の新規に掲載したリコール情報の件数：1,100件（令和2年度）  
年間のリコール情報メールの配信数：241件（令和2年度）  
1か月当たりの平均アクセス数：約110万件（令和2年度）

- OECD「グローバル リコール ポータルサイト」に我が国のリコール情報を提供します。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 消費者が容易にリコール情報を確認できるようになることによって、消費者のリコール情報に関する理解が増進され、リコール対象の製品による事故の防止が図られます。

# 調査機能及び情報発信力の強化に必要な経費等（消費者庁消費者安全課事故調査室）

令和4年度予算案額 **69百万円**  
（3年度予算額 77百万円）

## 事業概要・目的・必要性

### ○消費者安全調査委員会（平成24年10月設置）

生命身体事故等の原因究明及び再発・拡大防止のための調査の実施及び内閣総理大臣に対する勧告及び意見提言、関係行政機関の長に対する意見提言を行っています。その他、原則年1回フォローアップを実施しています。

＜令和3年7月末時点での実績＞

- 18事案の調査終了
- 49件の意見を関係行政機関の長へ提言

※ 平均調査費 約11百万円

平均調査期間 1～2年

（直近5年間の調査終了事案11件の平均）

### ○調査委員会の機能強化

近年、重大事故の件数は増加傾向（平成30年度：1159件→令和2年度：1487件）にあります。

令和2年12月には調査対象の拡充等を内容とした「消費者安全調査委員会の発信力の強化に向けた考え方」を決定しました。

本決定に基づき、必要な機能強化を図ります。

## 事業イメージ・具体例

### ○事故等原因調査等

#### ○機能強化

##### ・調査の拡充

⇒原因究明が大きく欠落した事案だけでなく、原因が一定程度明らかな事案も事故の再発防止に必要であれば調査を実施します。事故情報及び調査実績を分析・整理し、新たな基軸による調査事案を選定し、これらに必要な事前調査を拡充します。

##### ・簡易な調査等による機動的な意見の提言

⇒報告書のとりまとめをしない場合でも簡易な調査及び根拠資料等に基づき機動的に意見を提言します。

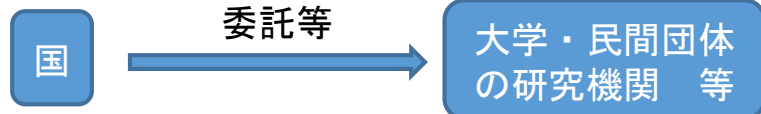
##### ・調査データの社会的活用

⇒調査で得られた実験・研究データ等について必要な編集を行った上で外部提供を実施します。

##### ・調査委員会による情報発信

⇒調査で得られた知見を国民に周知するため、調査委員会自ら情報発信を実施します。

## 資金の流れ



## 期待される効果

○調査及び勧告・意見提言を通じ、生命身体事故等の原因究明及び再発・拡大防止が図られます。

○機能強化により、上記を更に推進します。

# 特定商取引法の執行（消費者庁取引対策課）

令和4年度予算案額 1. 1億円  
（令和3年度予算額 1. 3億円）

## 事業概要・目的・必要性

（事業の目的）

- 訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、消費者保護を十分に確保するため、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行います。

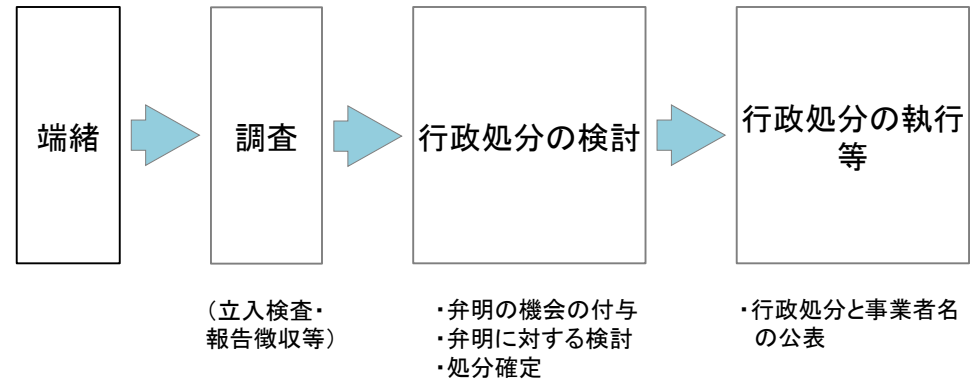
（事業の概要）

- 消費者トラブルの実態を踏まえ、法執行専門職員等も活用しつつ、特定商取引法に基づき被害の端緒情報の把握・消費者への聴取・立入検査などを行い、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行います。

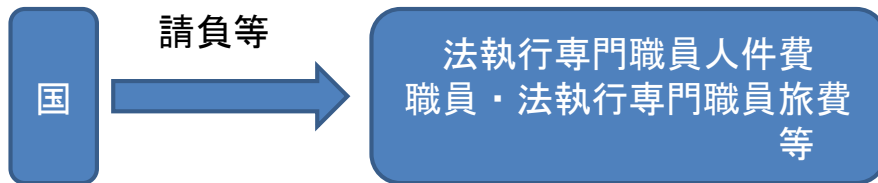
（事業の必要性）

- 悪質な事業者を取り締まり、消費者保護を十分に確保するために、特定商取引法の厳正な執行を行う必要があります。

## 事業イメージ・具体例



## 資金の流れ



## 期待される効果

- 特定商取引法の厳正な執行を行うことにより、事業者が特定商取引法を遵守し、悪質な事業者から被害を受ける消費者が減少することを目指します。

# 特定商取引等モニタリング（消費者庁取引対策課）

令和4年度予算案額 **5百万円**  
（令和3年度予算額 6百万円）

## 事業概要・目的・必要性

（事業の目的）

- 特定商取引法等に係る実態調査など、政策の企画立案のための調査を行い、制度的手当や法執行の活用のための検討を行います。

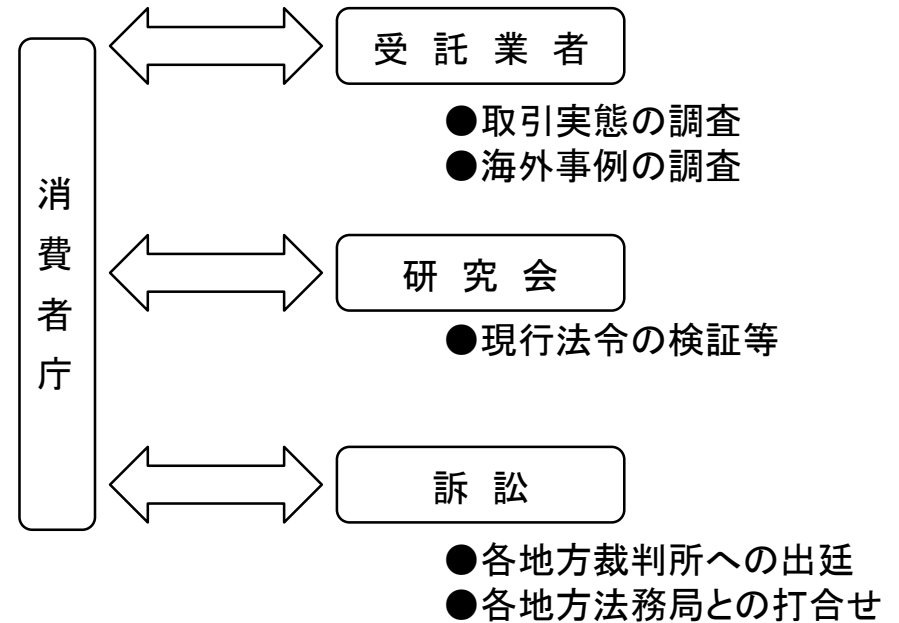
（事業の概要）

- 現在の商取引に関する実態を調査し、課題を把握するとともに、諸外国（欧米等）や都道府県（条例）による規制を分析します。調査テーマとしては、以下が考えられます。
  - ・特定商取引法等の改正法の施行に向けた調査・研究会の実施。
- そのほか、所管法令に関して、全国5地裁に提訴されている訴訟案件への対応を行います。

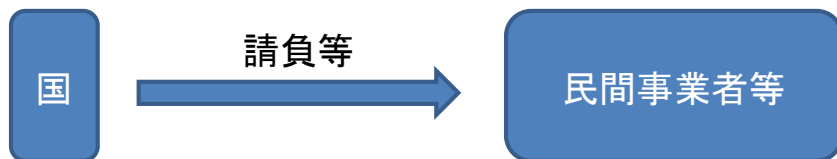
（事業の必要性）

- 高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた「新たな日常」における社会経済情勢の変化等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化するとともに、悪質事業者による違反行為は近年複雑化・多様化の一途を辿っています。消費者被害の拡大防止及び消費者利益を確保する観点から、新たな悪質商法に対して迅速に検討を行う必要があるため、令和4年度において実態把握を行うとともに、諸外国等の規制分析を行います。

## 事業イメージ・具体例



## 資金の流れ



## 期待される効果

- 特定商取引法等を時代に合った運用・制度にすることにより、新たな悪質事業者から被害を受ける消費者が減少することを目指します。



# インターネット通信販売等適正化事業（消費者庁取引対策課）

令和4年度予算案額 **83百万円**  
（令和3年度予算額 82百万円）

## 事業概要・目的・必要性

（事業の目的）

○インターネット通信販売等（個人間取引を含む）について、事業者による特定商取引法上の広告表示義務の遵守を図ります。

（事業の概要）

○インターネット通信販売等における事業者（個人事業主を含む）の特定商取引法上の広告表示義務の遵守状況を調査し、適宜、事業者に対する行政処分や指導を行うとともに、インターネット・サービス・プロバイダー等に対して違法な広告表示の情報を提供しウェブサイトの閉鎖を求める等の措置を講じます。

（事業の必要性）

○近年、インターネット通信販売取引においては、取引の増大とともに、プラットフォームを介した個人間取引の増加等の構造変化が見られます。

○取引の公正及び消費者保護を図るためには、事業者としての自覚の乏しい個人などの新たな取引主体に対して特定商取引法の遵守を求めることが必要です。

加えて、健康食品等の「定期購入」のトラブルがここ数年急増しており、実際に試買を行い原因究明を行うことで、悪質な通信販売業者は行政処分等を行う必要があります。

## 事業イメージ・具体例

### 委託事業者

民間事業者等の創意工夫やノウハウを活用し自主選択及び消費者庁指示によるインターネット通信販売等における特定商取引法の遵守状況の調査等を実施

#### 【インターネット通販調査】

#### 【個人間取引サイト・オークションサイト調査】

（一定条件を満たす個人出品者を含む）

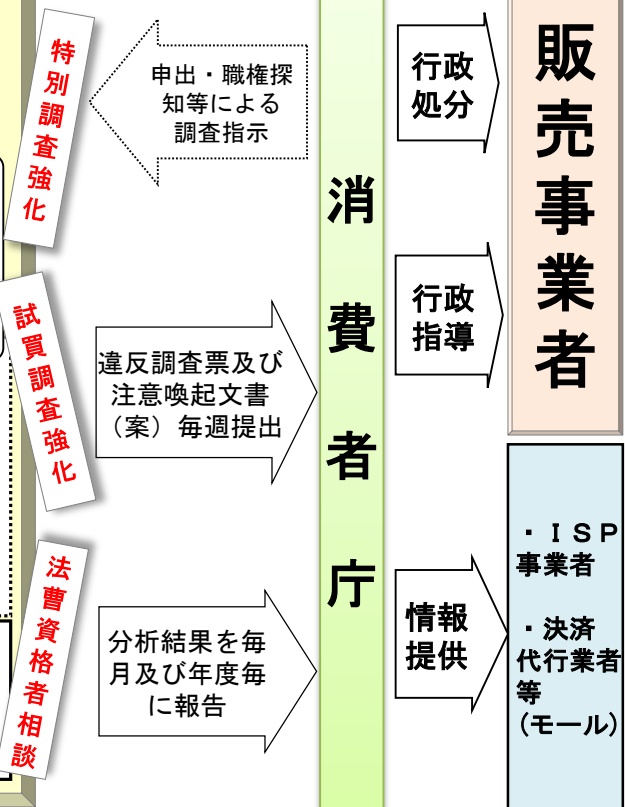
#### 【テレビ通販調査】

#### ●調査内容

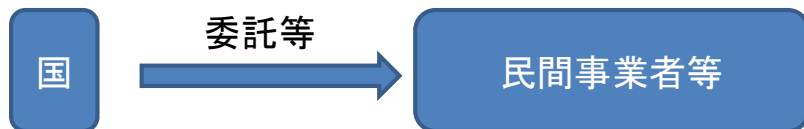
- ・11条（表示義務）  
事業者情報、対価、送料、支払時期・方法、引渡時期、返品特約等
- ・12条（誇大広告等の禁止）
- ・14条（意に反する申込み）  
有料申込みであることの認識  
申込内容の確認・訂正

#### ◆調査結果の分析

- ・月次報告<違反傾向等について分析>
- ・年次報告<当該年度における違反傾向について分析し多面的な考察等を実施>



## 資金の流れ



\* 国庫債務負担行為（令和4～6年度）総合評価落札方式により事業者を決定。

## 期待される効果

○通信販売をめぐる構造変化に適切に対応し、インターネット上の取引等における不当・不正確な広告表示等による消費者被害の防止を図ります。

# 特定商取引法等制度の周知・普及（消費者庁取引対策課）

令和4年度予算案額 **2百万円**  
(令和3年度予算案額 **4百万円**)

## 事業概要・目的・必要性

(事業の目的)

- 契約に関する消費者トラブルを予防し、また、トラブル解決を促進するため、これらに役立つ情報を、ウェブサイト等を利用して、悪質商法の被害に遭いやすい高齢者や若年成年等を中心に、分かりやすい形で広く国民（消費者）一般に情報を提供します。

(事業の概要)

- 特定商取引法周知広報サイト「特定商取引法ガイド」の保守管理を外部事業者に請け負わせます。

(事業の必要性)

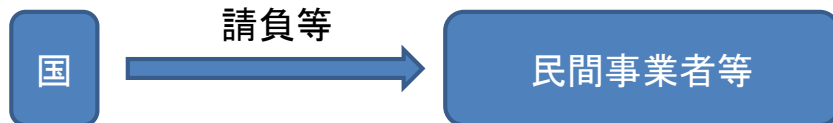
- 消費者トラブルに関する正しい知識や、悪質事業者の新しい手口などを広く公に周知・広報することは、消費者保護を確保するために必要です。

## 事業イメージ・具体例

- 特定商取引法ガイド(法解説、トラブル事例、行政処分公表等)

日付	種別	内容
2017年05月18日	執行事例	訪問購入販売【「特」ホールド】に対する指示処分について（東京都）
2017年04月20日	お知らせ	特定商取引法違反に基づく処分件数の推移及び処分件数一覧の公表について（平成29年4月20日現在）
2017年03月30日	執行事例	訪問販売販売【のりくさ（特）】に対する無届届出命令について（東京都）
2017年03月28日	執行事例	訪問販売販売【「おまじろフォームセンター」による訪問販売の取組】に対する無届届出命令及び指示について

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 消費者トラブルに関する正しい知識や、悪質事業者の新しい手口などを、消費者が容易に知ることにより、消費者の自己防衛力が高まり、消費者保護の確保となるため、本事業を行う必要があります。

# 特定商取引法執行ネットの運営経費（消費者庁取引対策課）

令和4年度予算案額 **2百万円**  
(令和3年度予算額 3百万円)

## 事業概要・目的・必要性

### （事業の概要）

- 消費者庁、経済産業局等及び都道府県で収集した特定商取引法違反事業者等の情報を集約し、これら関係機関の間で情報一元化をするためのシステムを運営します。

### （事業の目的）

- 全国の特定商取引法違反事業者等の情報を迅速に一元化し、関係者間で共有することで、効果的な行政処分や行政指導等の実施を実現し、消費者保護の確保を図ります。

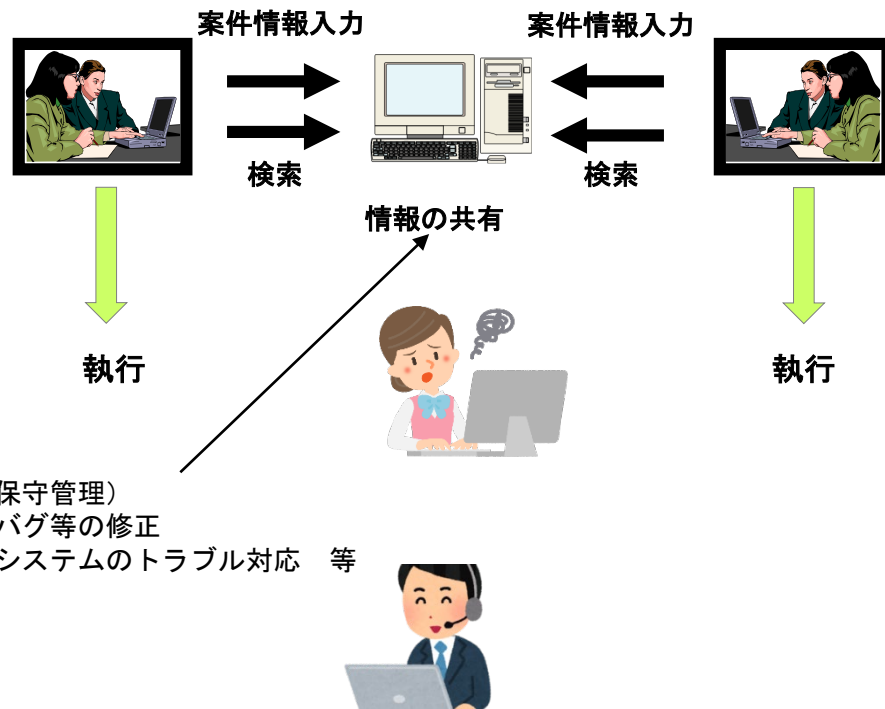
### （事業の必要性）

- 高齢化の進展など社会経済情勢が急激に変化している昨今、行政処分を受けた業者の役員等が、業者の名前を変えて、同様の事業を続けるなど、手口が悪質化、巧妙化してきている他、違反行為自体も都道府県を跨る全国的な広がりがあり、重大な消費者被害のおそれのある事案が増えています。このような事態に対処するためには、全国の関係機関の情報一元化とそれを踏まえた迅速な対応が不可欠です。
- 上記の対応を含め、「特定商取引法執行ネット」の安定的な運用のため、システムの保守管理が必要となります。

## 事業イメージ・具体例

消費者庁・経済産業局等

都道府県



## 資金の流れ



## 期待される効果

- 悪質事業者等に関する国及び都道府県の情報一元化により、連携のとれた業務遂行を行い、迅速な違反行為の是正、消費者被害の拡大を抑えることにより、消費者保護を確保できます。

# 特定商取引法の違反行為による二次被害対策（消費者庁取引対策課）

令和4年度予算案額 **1百万円**  
（令和3年度予算額 3百万円）

## 事業概要・目的・必要性

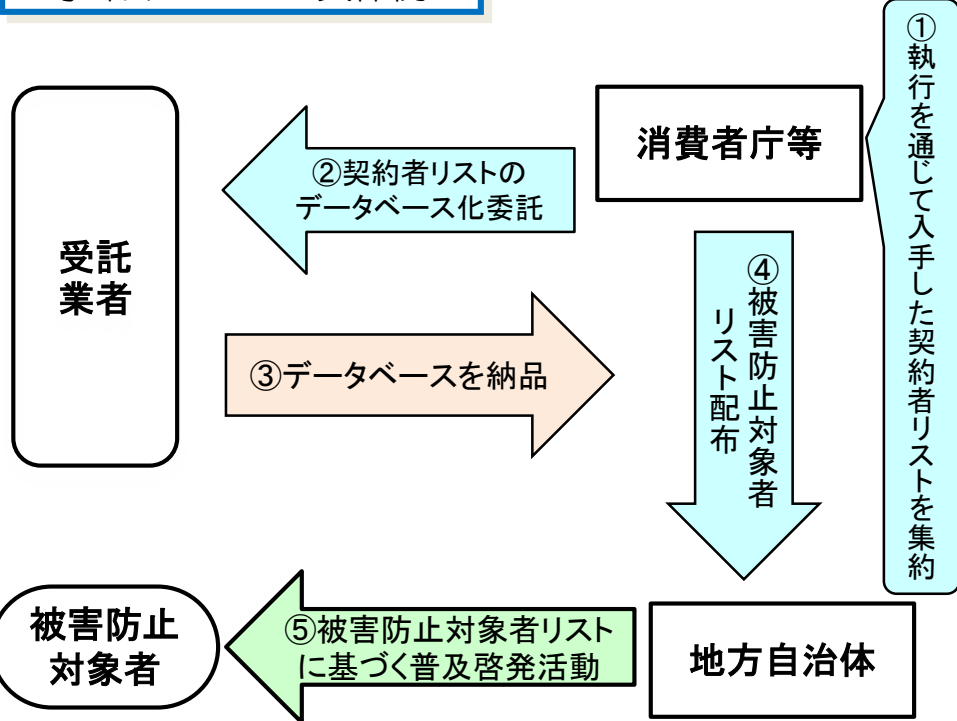
（事業の目的・概要）

- トラブルに遭うリスクの高い消費者に対する効果的・重点的な普及啓発を行い、二次被害の防止を図るため、特定商取引法の執行を通じ入手した、悪質事業者が保有していた契約者リストを消費者庁に集約してデータベース化し、地域ごとの被害防止対象者リストを作成します。

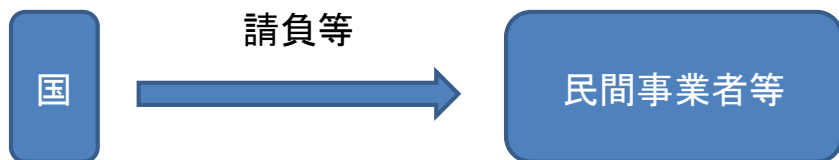
（事業の必要性）

- 作成したリストは、厳正な取扱いルールのもと、消費者庁から地方自治体へ配布し、各地域において被害防止対象者に対する普及啓発活動を行います。

## 事業イメージ・具体例



## 資金の流れ



## 期待される効果

- 特定商取引法の執行を通じ入手した契約者リストを集約し、被害者リストを作成して重点的・効果的な普及啓発を行うことにより、悪質な事業者から二次被害を受ける消費者が減少することを目指します。

# デジタルフォレンジック保守等関係経費（消費者庁取引対策課）

令和4年度予算案額 6百万円（新規）

## 事業概要・目的・必要性

（事業の目的）

- 購入者等の利益の保護を達成するため、特定商取引法及び預託法に基づく行政処分等の法執行をより円滑に行う観点から、消費者庁の情報収集能力の強化を図ります。

（事業の概要）

- 特定商取引法等に基づく立入検査において、事業者が所有している法違反の疑いのある電子データを探し出し、当該電子データを提出させるための機器の保守を行います。

（事業の必要性）

- データの取得、復元等を行う専門的な知識、機器等を用いたデジタルフォレンジック調査を行うための機器については、精緻な機器であり、確実に法執行を行うためにも保守が必要です。

## 事業イメージ・具体例

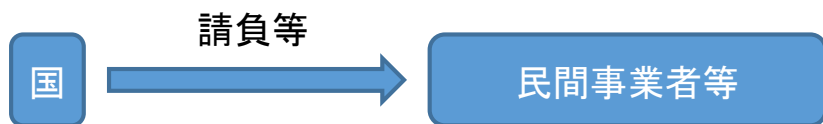
- デジタルフォレンジック調査機器メンテナンス費用  
事業者が所有している最近の電子データの傾向は、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、特定商取引法等違反事業者の行動形態が変化し、SNSを用いたデータ共有、クラウドサービスによるデータ保存など多岐にわたっており、このような変化に対応したデジタルフォレンジック機器を用いた調査を実施します。



デジタルフォレンジック機器のメンテナンスを実施



## 資金の流れ



## 期待される効果

- 事業者に対してデジタルフォレンジック調査を用いることにより、事業者と同等若しくはそれ以上の情報処理の知見等によって、より迅速かつ円滑な立入検査・証拠収集を行うことができ、違反認定に必要な証拠を確保し、適正な行政処分等を行うことが可能になります。

# 預託法の執行（消費者庁取引対策課）

令和4年度予算案額 37百万円（新規）

## 事業概要・目的・必要性

### （事業の目的）

- 消費者被害を発生させる問題点が多く存在、かつ、実際に大規模な被害も発生している販売預託について、原則禁止とした改正法に基づき、厳格な法執行を行います。

### （事業の概要）

- 消費者トラブルの実態を踏まえ、法執行専門職員等も活用しつつ、預託法に基づき被害の端緒情報の把握・消費者への聴取・立入検査などを行い、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行います。

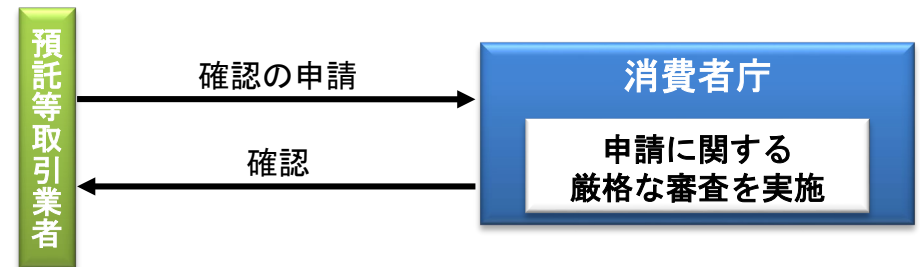
### （事業の必要性）

- 悪質な事業者を取り締まり、消費者保護を十分に確保するために、預託法の厳正な執行を行う必要があります。

## 事業イメージ・具体例

### ●販売預託は原則禁止

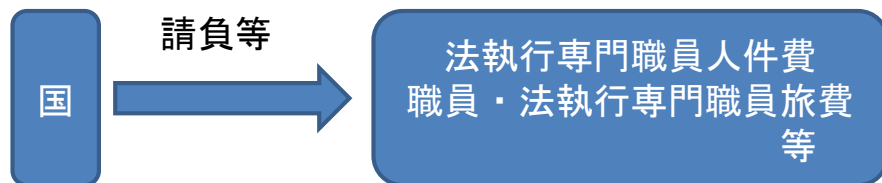
ただし、例外的に預託等取引業者が勧誘等及び契約の締結等のそれぞれについて、内閣総理大臣（消費者庁）の厳格な確認を得た場合に限り可能。



（※）勧誘等と契約の締結等の両段階でそれぞれ行う  
また、消費者庁は消費者委員会の意見を聴く

⇒ 確認の審査、遵守状況の調査、無確認の勧誘等の取締り

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 預託法の厳正な執行を行うことにより、事業者が預託法を遵守し、悪質な事業者から被害を受ける消費者が減少することを目指します。

# 景品表示法に係る普及啓発等関連経費（消費者庁表示対策課）

（消費者表示適正化推進等経費の内数）

令和4年度予算案額 **37百万円**

（令和3年度予算額 34百万円）

## 事業概要・目的・必要性

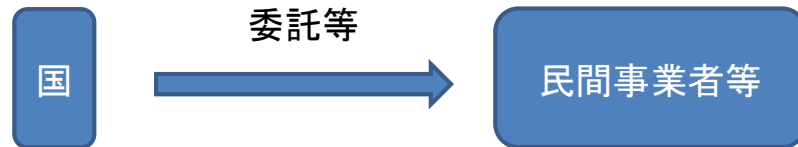
○景品表示法は、商品・役務に係る不当表示（優良誤認表示・有利誤認表示等の誇大広告）や過大な景品類の提供による不当な顧客の誘引を防止するため、消費者による自主的・合理的な商品等の選択を阻害するおそれのある行為の禁止等について定め、消費者利益の保護を目的としています。

○本経費は、景品表示法に係る政策立案、普及・啓発活動等を通じ、事業者による違反行為の未然防止等を実現し、景品表示法の上記目的を達成するために必要な経費です。

## 事業イメージ・具体例

- (1) 告示・運用基準の制定・改廃等関係事業
- (2) 電子商取引表示監視調査システム関係事業
- (3) 都道府県等との連絡等関係事業
- (4) 協定又は規約の設定、普及・啓発関係事業
- (5) 商品・サービスの表示に関する実態調査関係事業
- (6) 表示に関する相談業務関係事業
- (7) 景品表示法情報ネットワーク等の運用事業
- (8) 景品表示法の普及・啓発関係事業
- (9) 表示管理責任に係る普及啓発、遵守状況調査
- (10) 改正景品表示法の施行状況の検討

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 商品・サービスの表示に関する実態を調査することで、現状の問題点を正確に把握することが可能となり、より実態に即した政策立案、普及・啓発活動等の実現が期待されます。
- 引き続き、関係行政機関との連携、相談対応等に努めることにより、違反行為の未然防止等が図られ、表示の適正化に資することが期待されます。

# 家庭用品品質表示法に基づく表示の設定、普及、遵守状況調査に係る経費（消費者庁表示対策課）

（消費者表示適正化推進等経費の内数）

令和4年度予算案額 **2百万円**

（令和3年度予算額 2百万円）

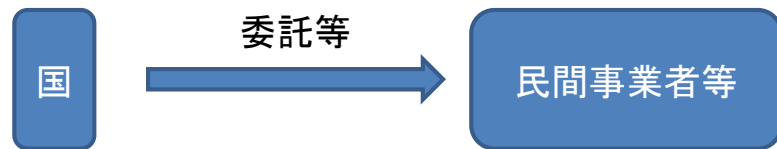
## 事業概要・目的・必要性

- 家庭用品品質表示法は、一般消費者が通常生活の用に供する商品のうち、購入する際にその商品の品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要なものを家庭用品として指定し、表示の標準となるべき事項を定めています。
- 政令及び府令において対象となる家庭用品の指定を行い、分野別の告示（繊維製品品質表示規程、合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程、雑貨工業品品質表示規程）において具体的な表示事項を定めています。
- 同法の普及啓発等に係る本経費は、家庭用品の品質表示の適正化を図ることにより、消費者の利益を保護するという同法の目的達成のために必要な経費です。

## 事業イメージ・具体例

- 家庭用品品質表示法で定める表示の標準となるべき事項等の品質表示の在り方について示した「家庭用品品質表示法ガイドブック」等、家庭用品品質表示法の普及啓発関連資料の印刷・製本を行います。
- 印刷・製本した普及啓発関連資料を、家庭用品品質表示法の執行機関である都道府県や、一般消費者からの家庭用品品質表示法に関する相談窓口である全国の消費生活センター等に配布します。

## 資金の流れ



## 期待される効果

家庭用品品質表示法の普及啓発活動を行うことにより、事業者による家庭用品の品質表示の適正化に資することが期待されるとともに、一般消費者の理解の深化による適切な商品選択等の確保に資することが期待されます。



# 食品表示に関する違反事件調査等経費（消費者庁表示対策課）

（消費者表示適正化推進等経費の内数）

令和4年度予算案額 **30百万円**

（令和3年度予算額 46百万円）

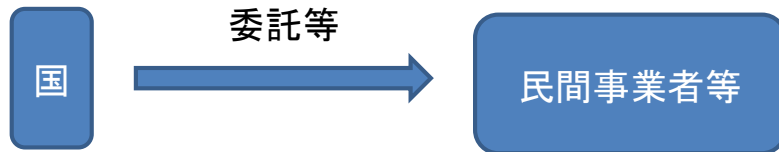
## 事業概要・目的・必要性

- 食品表示関連法令に違反する行為に対して、所要の調査を行った上で、適正な法執行を行う必要があります。特に最近では、新型コロナウイルスに対する効果を標榜する健康食品等が多く出回っており、厳正に対応する必要があります。
- また、食品表示関連法令の執行に当たっては、関係行政機関と連携を図り、効率的な法執行を行う必要があります。
- さらに、食品表示基準の改正により、すべての加工食品に、原料原産地表示が義務化され、監視対象品目の大幅増が見込まれており、これに適切に対応する必要があります。
- 本経費は、食品表示関連法令の適正な執行を行うために必要な経費です。

## 事業イメージ・具体例

- 食品表示に関する違反被疑事件調査等  
健康食品等に係る虚偽・誇大表示の違反被疑事件調査について、複数の専門家による文献査読・エビデンス実証等を行うことにより、事件の措置方針の迅速な決定等に取り組みます。
- インターネット上の健康食品等の虚偽・誇大表示の監視  
スマートフォンを含むインターネット上の健康食品等の虚偽・誇大表示について、効率的な監視体制を構築します。
- 関係行政機関連携による監視指導体制の構築及び維持  
健康増進法の執行機関である全国の地方厚生局、都道府県等との連絡会議の実施等することにより、監視指導体制の連携強化を図ります。

## 資金の流れ



## 期待される効果

食品表示に係る監視体制を維持・強化するとともに、違反行為に対し迅速・厳正な調査・措置を行うことにより、食品に係る虚偽・誇大表示の是正、類似の表示を行う事業者に対する抑止効果等が期待され、もって消費者の適正な食品選択及び安全・安心の確保に資することが期待されます。

# 住宅性能表示制度の普及促進に係る経費（消費者庁表示対策課）

（消費者表示適正化推進等経費の内数）

令和4年度予算案額 0.1百万円

（令和3年度予算額 0.2百万円）

## 事業概要・目的・必要性

○住宅の品質確保の促進等に関する法律は、住宅の品質確保の促進等を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律であり、消費者庁は、同法に基づく住宅性能表示制度を国土交通省と共管しています。

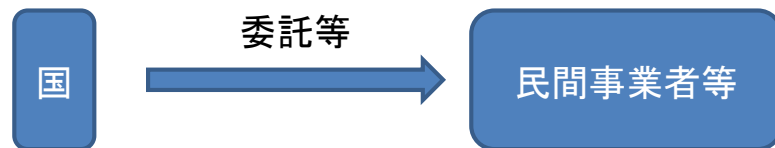
○本経費は、住宅性能表示制度について、消費者に対する普及啓発を行うことにより、住宅の品質確保に資するために必要な経費です。

## 事業イメージ・具体例

○住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づいて、住宅の性能を評価し表示するための基準等を定めた「住宅性能表示制度」等、住宅の品質確保の促進等に関する法律の普及啓発を図るため、パンフレット等を印刷及び製本します。

○印刷及び製本したパンフレット等を、一般消費者からの住宅の品質確保の促進等に関する法律に関する相談窓口である全国の消費生活センター等に配布します。

## 資金の流れ



## 期待される効果

住宅性能表示制度について、消費者に対する普及啓発を行うことにより、消費者による適正な商品選択の確保に資するとともに、住宅品質の向上に資することが期待されます。

# 消費税転嫁対策に関する経費（消費者庁表示対策課）

（消費者表示適正化推進等経費の内数）

令和4年度予算案額 **23百万円**

（令和3年度予算額 35百万円）

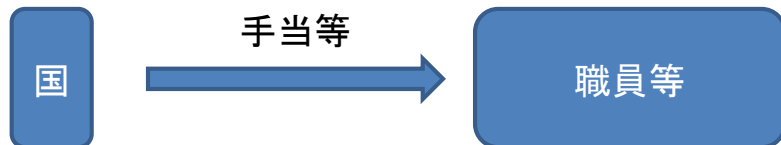
## 事業概要・目的・必要性

- 消費者庁は、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に係る事項を所管しており、消費税転嫁対策の周知広報、違反行為の取締り等を行っています。
- 本経費は、消費税転嫁対策に係る普及啓発等を行うことにより、違反行為の未然防止を図るとともに、違反行為に対して厳正に対処し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保を実現するために必要な経費です。
- 消費税転嫁特措法が令和3年3月に失効しましたが、執行前に行われた同法違反行為を引き続き取締り、また、景品表示法の対象となる消費者に誤認を与える消費税転嫁阻害表示について、引き続き必要な監視・取締りを行う必要があります。

## 事業イメージ・具体例

- 正規職員をサポートする非常勤職員を採用し、消費税転嫁阻害表示に係る違反が疑われる表示に対して、所要の調査の上、迅速かつ厳正に対処します。
- 消費税転嫁特措法の失効前に行われた同法に違反する表示及び消費税が転嫁されていないかのように消費者に誤認を与える景品表示法に違反する表示について、調査・措置を行います。

## 資金の流れ



## 期待される効果

消費税転嫁阻害表示に関する違反行為に厳正に対処することで、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保します。

# 景品表示法違反事件調査経費（消費者庁表示対策課）

令和4年度予算案額 **61百万円**  
（令和3年度予算額 64百万円）

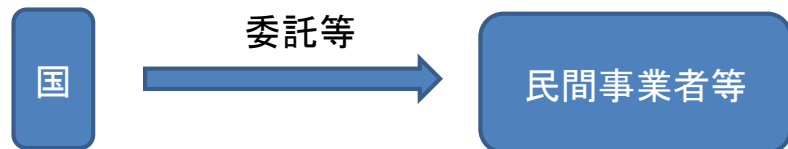
## 事業概要・目的・必要性

- 景品表示法は、不当表示及び過大な景品類の提供による顧客の誘引を禁止することで、一般消費者の利益を保護することを目的としています。
- 景品表示法に違反する行為に対しては、専門家等からの意見聴取、表示物の確認、試買、関係人からの事情聴取等、所要の調査の上、措置命令を行い、厳正に対処する必要があります。
- 特に最近では、新型コロナウイルスに対する効果を標榜する商品が多く出回っているところ、その効果に合理的根拠がないものや、表示されている有効成分を含有していないものも多く、これらに厳正に対応することが重要な課題となっています。
- また、調査の結果、所定の要件を満たす場合には課徴金納付命令を行う必要があります。

## 事業イメージ・具体例

- 違反事件端緒関係  
違反事件に対しての調査活動のため、実地検査や専門家等からの意見聴取等を行います。
- 違反事件処理関係  
被疑事業者等からのヒアリング、提出された資料の分析等を行うとともに、事件処理を迅速かつ適切に行うため、専門家等からの意見聴取等を行います。
- 効能・効果表示の違反事件調査関係  
効能・効果をうたう表示について、専門家等からの意見聴取、参考人・関係人からのヒアリング、問題となった表示品の試買や試買品の分析調査等を行います。
- 課徴金制度関係  
課徴金額の算定等のために参考人・関係者からのヒアリング等を行います。

## 資金の流れ



## 期待される効果

景品表示法に違反する行為に対して厳正に対処することで、問題となった表示の是正や類似の表示を行う事業者に対する抑止効果が促進され、一般消費者の自主的かつ合理的な商品・役務の選択が確保されることが期待される。

# 食品表示制度の検討・担保（消費者庁食品表示企画課）

令和4年度予算案額 **69百万円**  
（令和3年度予算額 49百万円）

## 事業概要・目的・必要性

- 食物アレルギー疾患の症例数の急増が確認されている「くるみ」について、その義務表示化に要するエビデンスの集積や食品中の「くるみ」を検出するための公定検査法の開発が必要です。
- 食品中から遺伝子組換え農産物を検出するための公定検査法について、国内における遺伝子組換え農産物の流通実態に即して、適時に改良を進めることや、食物アレルギーの義務表示対象となっている各品目に対応する公定検査法について、検出精度を高めるための改良を進める必要があります。
- また、食品表示制度における課題検討のために活用されている消費者意向調査について、継続的に実施する必要があります。
- さらに、デジタルツールの活用により、消費者が知りたい情報を分かりやすく伝え、食品表示が十分に活用される仕組みの整備に向けて、官民が連携して食品表示データの管理等の在り方を検討します。

## 事業イメージ・具体例

- 食物アレルギー表示制度の検証推進  
食物アレルギーをもつ消費者の安全・安心の確保のため、適切なアレルギー表示対象品目の追加に向けて、公定検査法の開発やエビデンスの集積を進めるとともに、引き続き事業者等を対象とした各種調査を実施します。
- 食品の公定検査法の改良  
国内における遺伝子組換え農産物の流通実態に即するために、遺伝子組換え食品に係る公定検査法を改良するとともに、食物アレルギー表示の信頼性確保のため、食物アレルギーに係る公定検査法の改良を行います。
- 食品表示制度の検討に必要な調査  
消費者による食品表示の活用状況やニーズを把握することを目的とした大規模な意向調査（1万人対象）を実施します。
- 食品表示のデジタルツール活用に向けた在り方の検討  
令和3年度までに実施した調査事業の結果を踏まえ、食品表示データの管理の在り方等を官民で検討します。併せて、ウェブを用いた食品表示の優良事例についても調査を実施します。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 科学的な裏付けを基にした食品表示制度の適正な運用
- 消費者の実態及びニーズを捉えた食品表示施策の企画立案

# 食品表示制度（保健機能食品制度等を除く。）の適正化・充実（消費者庁食品表示企画課）

令和4年度予算案額 **8百万円**  
（令和3年度予算額 10百万円）

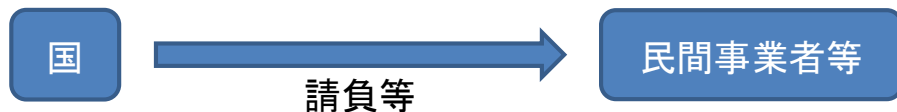
## 事業概要・目的・必要性

- 平成27年度から施行された食品表示法に基づく新たな食品表示制度については、令和2年度に完全施行され、引き続き適切な運用を図る必要があります。特にアレルギー表示対象品目については、継続的に実施している症例数の実態調査の結果を基に対象品目の見直しを継続的に検討する必要があります。
- 令和4年度に全面施行される新たな加工食品の原料原産地表示制度等は、その導入時における前提条件として、消費者委員会からの答申書において、経過措置期間終了後も様々な調査を実施することが求められています。また、施行2年後を目途に、当該調査結果等を基に制度導入の効果検証を行い、必要に応じた制度の見直しを実施することとされていることから、引き続き調査を実施する必要があります。

## 事業イメージ・具体例

- 食品表示制度の適正化・充実に必要な調査等
  - ・ アレルギー表示対象品目の追加等の検討を行うための症例数の実態把握調査等を実施します。
- 消費者委員会の答申書を踏まえた実態調査
  - ・ 新たな加工食品の原料原産地表示制度に係る表示実態調査を実施します。
  - ・ 新たな加工食品の原料原産地表示制度に係る消費者の理解度・活用度・満足度等に関する調査を実施します。
  - ・ 新たな加工食品の原料原産地表示制度に係る事業者のコストなどの負担状況調査や事業者에게寄せられた消費者からの質問・意見等の実態調査を実施します。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 食品表示制度の適正化・充実
- 消費者への情報提供の適正化・充実

# 食品表示制度の普及・啓発（消費者庁食品表示企画課）

令和4年度予算案額 **4百万円**  
（令和3年度予算額 7百万円）

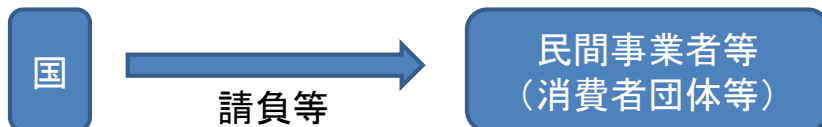
## 事業概要・目的・必要性

- 食品表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関して重要な役割を果たしていることから、その活用をより一層推進するため、消費者に対する戦略的な普及・啓発を行うことが必要です。
- 一方、毎年実施している消費者意向調査によれば、食品表示制度に対する消費者の理解度は依然低い状況にあります。  
（例：原料原産地表示（対象品目）の目標値52.2%に対する理解度は12.6%（目標達成度は24.1%）（令和2年度調査））
- また、食品表示制度については頻繁に改正が行われているところ、消費者に対して制度の適切な普及・啓発を行うよう消費者委員会の答申書等でも求められています。
- このため、表示事項ごとに関心のある世代・属性を特定し、その世代等に効果的に情報発信できる媒体・手段を活用し、食品表示制度の普及・啓発を行います。

## 事業イメージ・具体例

- 効果的な媒体・手段を活用した情報発信  
学校・病院を含め地域の健康づくりを担う栄養士等の専門職を通じた普及啓発や、消費者団体と連携した消費者へのセミナーの実施を実施するとともに、テーマ別表示事項とこれに関心の高い世代・属性を関連付けて、各世代に効果的な媒体（SNS・雑誌等）を用いて情報発信を行います。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 消費者の食品表示制度の理解度が上昇し、食品表示の活用が推進されることによる、消費者の安全・安心の確保、自主的かつ合理的な食品の選択及び国民の健康の維持・増進の実現。

# 保健機能食品制度等の適正化・充実（消費者庁食品表示企画課）

令和4年度予算案額  
（令和3年度要求額

8百万円  
11百万円）

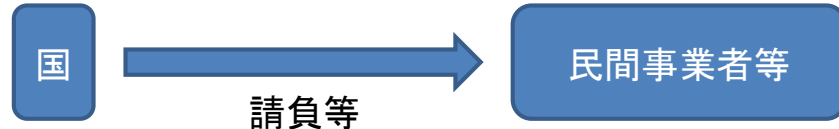
## 事業概要・目的・必要性

- 少子高齢化や生活習慣病の増加に伴い医療費が40兆円を超える昨今、健康寿命を延ばすことが求められており、また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、食生活を通じた消費者の健康意識が高まっています。
- 消費者の健康の維持・増進に寄与する保健機能食品制度は、平成27年に機能性表示食品制度が加わり、機能性をわかりやすく表示した商品の選択肢を増やすなどの充実が図られてきました。
- 一方で、制度が開始されてから年次が経過しており、これまでの社会環境の変化や健康・栄養政策の進展、科学技術の進歩等に応じた制度となるよう課題を整理・検証する必要があります。
- このため、消費者や事業者の意識や課題等の把握、機能性等に関する科学的根拠の整理等を行い、近年の状況変化に応え、かつ、消費者にとってわかりやすく、適切に利用される制度となるよう、特定保健用食品を中心とした制度の発展に必要な調査・検討を実施します。

## 事業イメージ・具体例

- 消費者及び食品関連事業者等における制度に対する意識等に関する調査  
保健機能食品の機能表示に対する消費者の意識や制度に関する認識等、及び、食品関連事業者等における制度利用や商品の取扱いに対する意識や課題等を把握するための調査を実施します。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 消費者にとって保健機能食品制度をわかりやすく、適切に利用される制度に発展させることにより、消費者自らが科学的根拠のある商品を選び、消費者の健康の維持・増進にさらに寄与。



# 買上調査等による検証事業（消費者庁食品表示企画課）

令和4年度予算案額 **18百万円**  
（令和3年度予算額 20百万円）

## 事業概要・目的・必要性

○機能性表示食品制度（届出制度）を含む保健機能食品制度及び特別用途食品制度（許可制度）を適切に運用するためには、販売されている製品中の成分の含有量や分析方法を検証し、その結果に基づき事業者に指導等することを通じて、事業者における品質管理の質の向上を図るとともに、適正な表示による情報提供がなされる必要があります。

○また、消費者基本計画において、保健機能食品及び特別用途食品については、その制度を適切に運用することとされています。

【消費者基本計画（抄）】（令和2年3月閣議決定）

第5章1.（2）⑤食品表示等による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

保健機能食品及び特別用途食品については、その制度を適切に運用するとともに、消費者及び事業者に対し、積極的な普及啓発を行い、理解促進を図る。（中略）。

## 事業イメージ・具体例

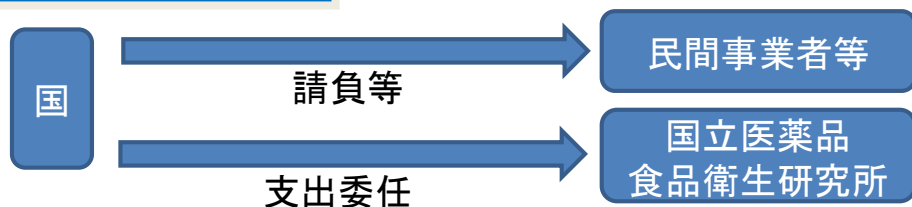
○市場に流通している機能性表示食品、特定保健用食品及び特別用途食品の買上調査による検証

- ・ 分析方法が記載されている届出資料又は申請書の方法に従い、機能性表示食品に係る機能性関与成分、特定保健用食品に係る関与成分、特別用途食品に係る栄養成分の含有量を分析し、対象商品に表示されている成分の表示値の妥当性の評価を行います。

○食品の分析法に関する調査・検証

- ・ 機能性表示食品制度の運用の適正を確保するため、食品に機能性を表示するための機能性関与成分の分析方法について国の試験研究機関による検証を実施します。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 事後確認による適切な制度の運用
- 適正な食品表示による消費者への正確な情報提供

# 特定保健用食品データベースの運用（消費者庁食品表示企画課）

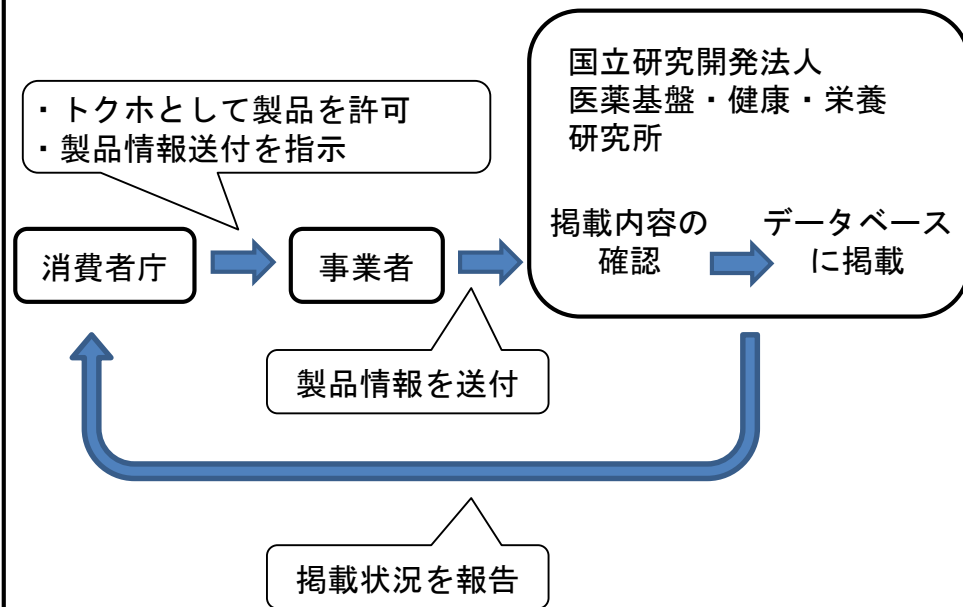
令和4年度予算案額 **5百万円**  
（令和3年度予算額 4百万円）

## 事業概要・目的・必要性

- 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下、「栄養研」）が保有する「健康食品」の安全性・有効性情報データベースは、特定保健用食品を含む健康食品について信頼できる公的な情報源として存在する唯一のデータベースです。
- 平成28年に消費者委員会「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」において、消費者庁は栄養研のデータベースの運営費用を担保し、それを運用させることにより特定保健用食品の製品情報提供を充実させる必要があるとされています。
- このため、セキュリティ対策の充実化などを含め、栄養研のデータベースにおいて、特定保健用食品に関する情報を消費者に対して安定的に提供します。

## 事業イメージ・具体例

- 栄養研のデータベース上に、事業者から提供される特定保健用食品の製品情報を掲載し、公開できるようにデータベースを安定的に運用します。



## 資金の流れ



## 期待される効果

- 消費者の安全性及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保
- 消費者への情報提供の充実
- 効率的な食品表示制度の運用

# 製造所固有記号・機能性表示食品届出データベースの整備・運用（消費者庁食品表示企画課）

令和4年度予算案額 **48百万円**  
（令和3年度予算額 48百万円）

## 事業概要・目的・必要性

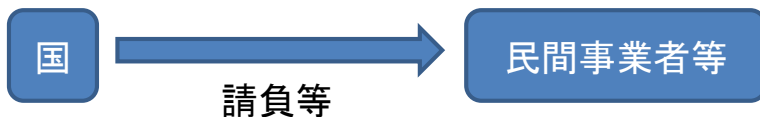
- 事業者がオンライン上で届出手続きを行うことを可能とするため、製造所固有記号制度及び機能性表示食品制度の届出データベースを構築し、平成28年4月から運用しています。
- 令和2年度には、政府のデジタル・ガバメント実行計画や骨太の方針を踏まえ、コスト面、セキュリティ面、運用面など様々な視点から、システム更改・再構築を実施したところです。
- 引き続き、本データベースを安定的に運用します。

## 事業イメージ・具体例

- データベースの運用保守業務  
性能管理、稼動状況管理、セキュリティ管理、バックアップ管理、障害復旧対応等の運用及びソフトウェア製品、データの保守等を実施します。  
（国庫債務負担行為）

国庫債務負担行為	限度額	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
契約額（千円）	205,162	18,216	47,564	47,564	47,564	44,254
		データベース更改	運用保守	運用保守	運用保守	運用保守

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 効率的な食品表示制度の運用

# 食品表示対策の推進（消費者庁食品表示企画課）

令和4年度予算案額 **96百万円**  
（令和3年度予算額 101百万円）

## 事業概要・目的・必要性

- 食品表示に関する制度の適正な企画・立案・運用に必要な取組を実施し、消費者利益の増進を図ることが必要です。

### 【消費者基本計画（抄）】（令和2年3月閣議決定）

第5章 1.（2）⑤食品表示等による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

2020年度から全面施行される食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、適切な運用を図る（中略）。

### 【健康医療戦略（抄）】（令和2年3月閣議決定）

#### 4.2.1. 新産業創出

個別の領域の取組（健康な食、地域資源の活用）

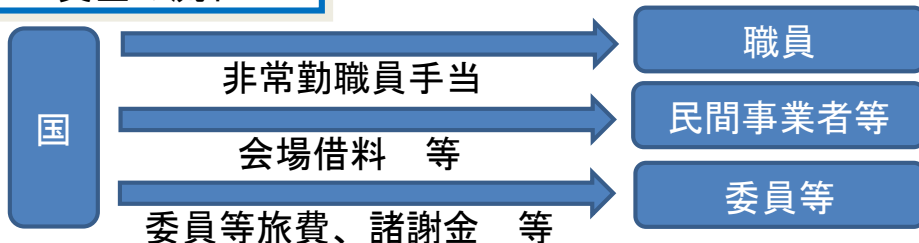
健康の維持・増進や健康リスクの低減に係る食品の機能性等を表示できる制度を適切に運用するとともに、機能性表示食品等について科学的知見の蓄積を進め、免疫機能の改善等を通じた保健用途における新たな表示を実現することを目指す。

- 食品表示分野において国際規格とされているコーデックス規格と我が国の食品表示制度との整合を図る必要があります。

## 事業イメージ・具体例

- 食品表示に関する制度の企画・立案・運用  
食品表示をめぐる政策的課題に対応し、食品表示に関する制度を適正に企画・立案するための取組を実施するため、食品表示に関する知見を収集・蓄積するとともに、有識者を集めた検討会等を実施します。
- コーデックス委員会への出席等  
消費者庁がコーデックス委員会食品表示部会（CCFL）及び同栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）に政府代表団の団長として出席します。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 時代のニーズに即した食品表示制度の適正な企画・立案・運用
- 国際規格との整合性の確保による、我が国の食品表示制度の適正な運用

# 国際化に伴う消費者行政経費（消費者庁参事官（調査研究・国際担当））

令和4年度予算案額 1.0億円  
（令和3年度予算額 1.1億円）

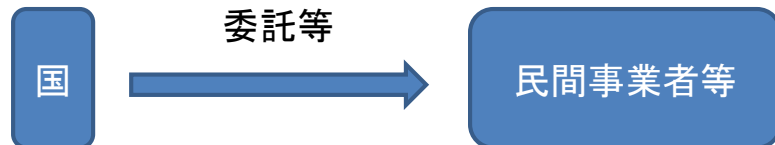
## 事業概要・目的・必要性

- グローバル化やデジタル化が進展し、消費者問題が多様化・複雑化する中、既存の枠組みにとらわれない実効的な施策の検討・展開が求められています。この前提となるエビデンスを得るためには、学術的な知見や諸外国の先進的事例・先行研究等の政策対話等を通じた収集、また、それらを踏まえた調査研究等が不可欠です。
- 消費者の越境取引が普及する中で、数々の消費者被害・トラブルが国境を越えて発生しており、海外当局や関係機関との連携・協力の強化も更に重要となっています。
- 消費者基本計画においても、経済協力開発機構（OECD）消費者政策委員会（CCP）等への積極的な参画や各国との消費者問題に関する政策対話等の実施により、消費者政策に関する国際的な連携を強化することとされています。
- また、消費者庁新未来創造戦略本部において、国際共同研究等の新たな取組を推進し、海外の消費者行政等の動向に係る調査研究を進め、有用な施策の積極的な導入に取り組む一方、他国に誇れる我が国の取組の積極的な発信に努めることとされています。

## 事業イメージ・具体例

- 二国間・地域間協力、多国間協力のための協議等：
  - ・ 各国消費者行政当局との間で協力関係構築のための協議等を行うとともに、OECD・CCP、ICPEN等へ積極的に参加し、情報・意見交換を実施します。
  - ・ OECDへの任意拠出金により、我が国の消費者政策に寄与するプロジェクトを進めるとともに、政策提言等へ我が国の主張を反映させます。
- 諸外国の法制度に関する研究：
  - ・ デジタル取引に関する諸外国の消費者法制度等について、実地調査等を通じて把握するとともに、分析を行います。
- 消費行動等に関する調査研究：
  - ・ 消費者を取り巻く社会情勢や環境の変化を捉えて、消費行動及び政策効果検証等の調査研究を実施します。
- 消費者政策に係る国際シンポジウム及び国際研修の開催：
  - ・ 国際シンポジウムを通じて、我が国の政策の実証事例や政策研究の成果を海外に発信するほか、国際研修を通じて、アジア諸国と双方の消費者行政の知見を深め国内の消費者政策へいかすとともに、国際連携を強化していきます。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 中長期的な視野で適時適切な政策を効果的に展開していくことにより、多様化・複雑化する消費者問題への対応を図ります。
- 海外当局との連携強化により、越境消費者問題の解決を促進します。

# 消費者政策の企画立案のための調査等経費（消費者庁参事官（調査研究・国際担当））

令和4年度予算案額 **36百万円**

（令和3年度予算額 36百万円）

## 事業概要・目的・必要性

- 取引のIT化や国際化など、消費者を取り巻く社会経済情勢が変化し、消費者トラブルも複雑化・多様化する中で、日常生活における消費者意識や求められる政策ニーズを適時・適切に把握し、取組に活かしていくことが不可欠です。
- 本事業では、安全・安心な消費生活の実現のための的確な政策対応に向けて、消費者の意識や様々な政策ニーズ等を的確に把握するため、消費者意識基本調査等を実施します。
- また、これらの調査等も踏まえつつ、消費者基本法及び消費者安全法に基づき、消費者政策の実施状況に関する年次報告（消費者白書）を作成・公表します。

## 事業イメージ・具体例

- 消費者白書の作成  
消費者意識基本調査等の結果を基に、消費者の意識や満足度、消費者政策に対するニーズ等を分析し、年次報告（消費者白書）として国会に報告するとともに、全国の消費生活センター等に配布し、利活用を促進します。
- 消費者意識基本調査の実施  
消費生活や消費者政策に関する消費者の意識や様々な政策ニーズ等について、あらかじめ有識者の意見を踏まえた包括的な調査項目を設定し、調査を実施します（10,000サンプル）。
- ハンドブック消費者の作成  
消費生活に関する各種法令・制度の解説、消費者政策の状況等を幅広く収録した「ハンドブック消費者」を作成し、全国の消費生活センター等に広く配布し、消費生活相談など現場での利活用を促進します。
- 消費者被害トラブル額推計  
消費者政策の効果を包括的に捉える方策の一つとして、消費者被害・トラブルの全体の規模を示す「消費者被害・トラブル額」の推計を行い、白書において公表するとともに、政策立案等にも活用します。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 消費者問題に対する国民や関係機関の理解が深まるとともに、消費者ニーズを的確に捉えた適切かつ効果的な消費者政策の企画立案が可能となり、ひいては消費者主役の社会の実現につながります。

# 公益通報者保護の推進に必要な経費（消費者庁参事官（公益通報・協働担当））

令和4年度予算案額 **92百万円**  
（令和3年度予算額 81百万円）

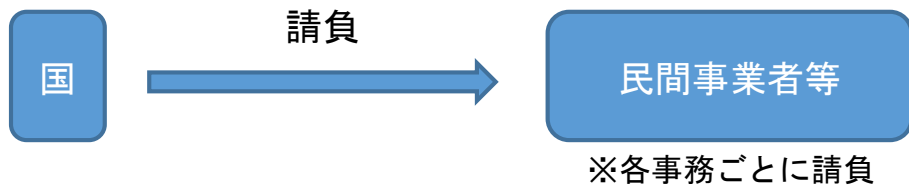
## 事業概要・目的・必要性

- 本事業では、公益通報者保護制度の周知・啓発、通報・相談体制の整備促進、運用に関する情報収集・調査研究を実施します。
- 消費者の安全・安心を損なう企業不祥事が明らかになる中、公益通報者保護制度の実効性・取組の強化の必要性が指摘されてきたところ、令和2年6月、公益通報者保護法の改正法が成立しました。
- 今般の改正法により、民間事業者（約350万社）や都道府県・市区町村（約1800自治体）等に対して、内部通報対応体制の整備義務又は努力義務が追加されるとともに、民間事業者に対する調査及び行政措置の権限が導入されました。
- 改正法は、令和4年6月までに施行される予定であるため、令和4年度から、調査及び行政措置を実施する必要があります。また、内部通報対応体制の整備促進のための更なる取組（事業者向けの研修会・説明会の実施、制度の周知広報等）が必要となります。

## 事業イメージ・具体例

- 制度の周知に伴う研修素材等の作成・活用、事業者向けの研修会の実施等を通して事業者等の通報窓口を整備促進します。
- 法改正に伴うハンドブックの改訂・印刷・配布とともに、広報啓発動画等を利用した周知広報活動を行います。
- 民間事業者における内部通報制度の整備・運用促進に向け、内部通報制度の実態調査や認証制度の発展等に関する検討を行います。
- 行政機関に対して、公益通報者保護法の施行状況等に関する調査を行い、実態を把握します。
- 書面調査等により、内部通報体制整備義務に違反している事業者等を把握し、行政措置を実施します。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 事業者における内部通報対応体制の整備が促進されるとともに、労働者による公益通報者保護制度の認知度が向上することによって、事業者における法令遵守が促進されます。
- これによって、事業者による不正行為の防止と是正が図られ、消費者の安全・安心が守られます。

# 消費者志向経営の推進加速化事業（消費者庁参事官（公益通報・協働担当））

令和4年度予算案額 **22百万円**  
（令和3年度予算額 5百万円）

## 事業概要・目的・必要性

- 消費者志向経営の推進は、消費者と共創・協働して社会価値を向上させる経営を行う事業者を増やす・応援する取組であり、消費者庁では消費者保護等のための規制等と両輪で進めています。
- 消費者志向経営を一層加速化するための方策として、いわゆるESG投資等を踏まえた評価基準等の提示など、事業者（特に、経営層）に取組の（経済的）メリットを感じてもらうことが重要です。
- しかしながら、事業者における社会課題への対応に関する客観的な評価手法は確立されておらず、ISO26000など国際規格との整合性も確保しつつ、その手法や基準の確立が急務となっています。
- そのため、本事業では、事業者団体や金融機関や機関投資家等の多様な主体と連携しながら、ESG投資等を踏まえた消費者志向経営の評価基準を策定するための調査研究等を行うとともに、企業行動規範へ実装するためのスキームを検討します。

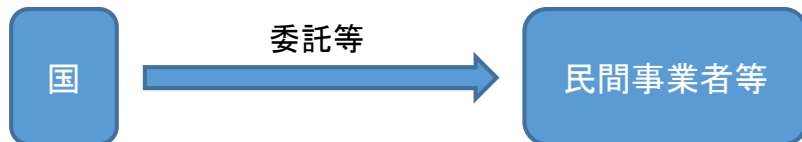
## 事業イメージ・具体例

- 消費者志向経営の企業行動規範への実装に向けた調査研究等
  - ・ ESG投資等に関する企業の取組の評価事例や評価手法、ISO26000等国际規格について調査研究を行い、ESG投資等を踏まえた消費者志向経営の客観的な評価基準を検討します。
  - ・ 消費者志向経営の取組の企業行動規範への実装を目指すべく、金融機関や機関投資家等に対するプロモーション活動を行い、事業者の資金調達の円滑化を可能にするスキームを検討します。
- 消費者志向経営優良事例表彰を中心とする認知度向上のための事業者・消費者向け広報活動の強化
  - ・ 消費者志向経営に取り組む事業者が行っている優良事例を表彰し、それらの優良な取組をシンポジウムや動画の活用等により全国の事業者・消費者に広く共有することで、消費者志向経営の推進を図ります。
- 「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」の推進（継続）
  - ・ 事業者団体や地方公共団体等と連携し、「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」の積極的な働き掛け等を実施します。



事業者における意欲向上・取組実施の後押し・強化促進  
消費者からの認知度向上 など

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 消費者志向経営が社会の基本認識となることで、消費者被害の未然防止や消費者の安全・安心の確保に寄与します。これに伴い、悪質事業者対応等に要する行政コスト削減も実現します。
- ESGの考え方と紐づいた消費者志向経営の企業行動規範への実装は、企業価値の向上のみならず、持続可能な社会の実現や持続的な経済成長をもたらすと考えられます。



# 生活関連物資等の需給・価格動向の効果的な把握（消費者庁参事官（公益通報・協働担当））

令和4年度予算案額 **10百万円**  
（令和3年度予算額 36百万円）

## 事業概要・目的・必要性

- 令和2年3月、コロナ禍でマスク等の生活関連物資等が品薄となる中、インターネット上での高額転売が続いたため、石油危機以来44年ぶりに国民生活安定緊急措置法を適用し、マスク等の転売規制を実施しました。
- 「新しい生活様式」の下でデジタル化が急速に進展し、CtoCを含むインターネット取引やSNS利用が広く普及する中、緊急時に、生活関連物資等について、インターネット上での高額転売やインターネット上の情報に基づく買占め等が再び発生する懸念があります。
- そうした懸念に対して、政府として適時適切な対応・措置を講じるためには、生活関連物資等の需給・価格動向を効果的に把握する必要があります。
- そこで、従来の「物価モニター調査」に代えて、緊急事態に品薄等の兆候が見られる品目の価格動向等を速やかに把握すべく、新たな手法(※)を用いた生活関連物資等の需給・価格動向の把握を行うこととします。  
(※) 徳島における、デジタル技術を活用した価格動向等の監視手法に関する検討プロジェクト（令和3年度）の成果を踏まえたもの。

## 資金の流れ



## 事業イメージ・具体例

- ECサイト等における取引状況やSNS投稿、ニュース等を基に、生活関連物資等の直近の需給・価格動向を監視すべく、品薄や価格高騰の兆候が見られる品目について速やかに情報を収集できるツールを運用します。
- 具体的には、
  - ・信頼性のあるデータベースを用いて日々商品のカテゴリーごとの販売価格や販売数量等の指数を迅速・効率的に把握できるようにするとともに、
  - ・さらに分析的な検討が行えるよう、販売時点情報管理データベースから特定の商品ごと・地域ごとの販売実績データを把握できる環境を整備します。
- そして、緊急時には、これらの情報と得られた分析をもとに、生活関連物資等について、迅速かつ適切な対応・措置を行います。

## 期待される効果

- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模災害発生などの緊急時において、生活関連物資等の安定供給や災害等に便乗した買占めや高額転売の防止等に向け、関係省庁と連携し、迅速かつ効果的な政策対応が可能になります。
- 緊急時においても消費者が必要な生活関連物資等を確保できるようになることで、消費者の利益確保にも寄与します。

# 最高デジタル責任者（CDO）支援業務経費（消費者庁総務課情報システム係）

令和4年度予算案額 6百万円（新規）

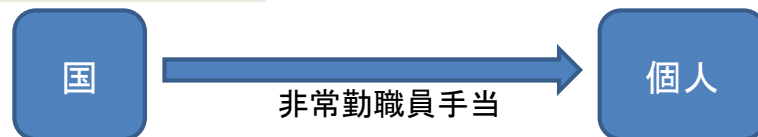
## 事業概要・目的・必要性

- 目的  
消費者庁のデジタル・トランスフォーメーション、ITガバナンス、IT人材の教育について、専門的な知識及び経験を有する者を消費者庁最高デジタル責任者（CDO）の補佐官としてCDO補佐官（仮称）を置き、支援・助言を行います。  
なお、本要求は、政府CIO補佐官プール制の廃止に伴い、自前で要求が必要になり、また、消費者庁全体として、一層デジタル・トランスフォーメーションを進めていく必要があることから行うものです。
- 事業概要  
CDO補佐官に対する非常勤職員手当

## 事業イメージ・具体例

- CDO補佐官に委嘱する業務の具体例  
消費者庁CDO、副CDO、PMO（消費者庁ITガバナンス全体管理組織）の職員及びPJMO（個別ITマネジメント管理組織）に対する技術的・専門的観点からの必要な支援・助言等を行い、各府省のPMOの職員と協力し、各府省におけるITガバナンスの強化の支援・助言等を行います。  
CDO補佐官から支援・助言等が必要と思われるPMOの機能としては、デジタル・ガバメント標準ガイドライン上、次のものがあります。
  - ・計画管理
  - ・プロジェクト推進責任者等管理
  - ・IT人材管理
  - ・予算管理
  - ・執行管理
  - ・情報資産管理
  - ・PJMO支援
  - ・ドメイン管理
  - ・システム監査管理
  - ・政府情報システムに係る文書管理など

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 消費者庁のデジタル・トランスフォーメーションを推進し、ITガバナンスの強化と個別の業務システムの改革が、組織全体として計画的に対策が実施されることが期待できます。

# 行政情報化推進経費（消費者庁総務課情報システム係）

令和4年度予算案額 **7.9億円**（うちデジタル庁一括計上7.9億円）  
（令和3年度予算額 8.6億円）

## 事業概要・目的・必要性

- **目的**  
消費者庁において、業務システムの整備・維持・管理に当たって、行政事務の情報化の推進を行い、かつ、情報システムのセキュリティの強化を図りつつ、国民に信頼される電子政府を引き続き推進していきます。
- **事業概要**
  - ・ 消費者庁LANに必要な経費
  - ・ 脆弱性外部監査に係る経費
  - ・ 消費者庁全体管理組織（PMO）の支援業務
  - ・ 行政端末からの接続拡充

## 事業イメージ・具体例

- **消費者庁LANに必要な経費**
  - (1) 設計・構築、機器賃貸借・保守、データセンター、回線及びシステム管理業務
  - (2) 行政端末周辺機器追加及び各種業務
  - (3) 消費者庁のネットワークシステムの運用支援業務
  - (4) 副データセンター監視業務（職員旅費）
- **脆弱性外部監査に係る経費**  
脆弱性外部監査に係る経費等、情報セキュリティの観点から第三者機関による監査等を行う。
- **消費者庁全体管理組織（PMO）の支援業務**  
（個別システムOS/MW等のバージョンアップ業務）  
デジタルガバメントに関するプラットフォーム改革推進及び個別システムを担当する原課（PMO）が効率的かつ円滑に業務を推進する上で必要となる技術的見地からの支援。
- **行政端末からのSSL-VPN接続数拡充**  
新型コロナ対策のためテレワークによる勤務が拡大し、引き続き出勤回避が求められている状況にあるためテレワーク環境を整える。

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 消費者に対して24時間365日情報発信・提供等が行えるよう消費者LANシステムを安定稼働させ、業務の効率化・高度化することにより消費者の利便性・安全性の向上等に資することや、職員の働き方により柔軟性を持たせることができます。

# 最高情報セキュリティアドバイザー業務推進経費（消費者庁総務課情報システム係）

令和4年度予算案額 1百万円  
（令和3年度予算額 1百万円）

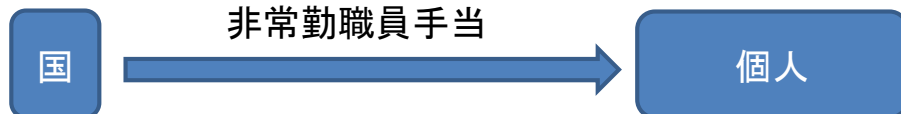
## 事業概要・目的・必要性

- 事業概要  
最高情報セキュリティアドバイザーに対する非常勤職員手当
- 目的  
最高情報セキュリティ責任者に対する支援・助言を行います。
- 必要性  
「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」の「2.1.1（5）最高情報セキュリティアドバイザーの設置」において、情報セキュリティについて専門的な知識及び経験を有する者を最高情報セキュリティアドバイザーとして置くことを求められています。

## 事業イメージ・具体例

- 最高情報セキュリティアドバイザーに委嘱する業務の具体例
  - ・ 府省庁全体の情報セキュリティ対策の推進に係る助言
  - ・ 情報セキュリティ関係規程の整備に係る助言
  - ・ 対策推進計画の策定に係る助言
  - ・ 教育実施計画の立案に係る助言並びに教材開発及び教育実施の支援
  - ・ 情報システムに係る技術的事項に係る助言
  - ・ 情報システムの設計・開発を外部委託により行う場合に調達仕様を含めて提示する情報セキュリティに係る要求仕様の策定に係る助言
  - ・ 行政事務従事者に対する日常的な相談対応
  - ・ 情報セキュリティインシデントへの対処の支援
  - ・ 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティ対策への助言又は支援

## 資金の流れ



## 期待される効果

消費者庁の情報セキュリティ対策を着実に進め、組織全体として計画的に対策が実施されるよう推進されることが期待できます。

# 情報セキュリティ対策に必要な経費（消費者庁総務課情報システム係）

令和4年度予算案額 **11百万円**（うちデジタル庁一括計上11百万円）  
（令和3年度予算額 11百万円）

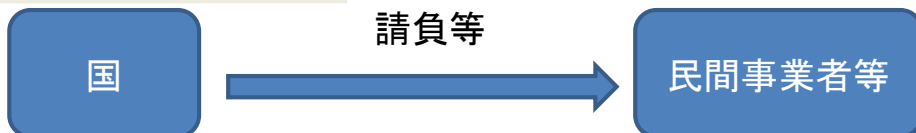
## 事業概要・目的・必要性

- 事業概要  
消費者庁の情報セキュリティ対策等に係る対応支援業務
- 目的
  - ・ 情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠した情報セキュリティ対策の確実な整備を実施し、消費者庁の情報セキュリティを向上させます。また、全ての職員への情報セキュリティ教育を実施し、情報の漏えい等のセキュリティ事故を防ぐことを目的とします。
- 必要性  
サプライチェーン・リスク対策、クラウドサービス等の外部サービスにおける評価基準、リスク評価、情報セキュリティ監査等の情報セキュリティ対策や不審メール攻撃訓練等の教育は専門性を必要とすることから外部へ業務支援を委託します。

## 事業イメージ・具体例

- 情報セキュリティ対策等に係る対応支援業務の具体例
  - (1) 情報セキュリティ対策実施状況報告の作成支援
  - (2) 情報セキュリティに関する監査の実施
  - (3) 対策推進計画案作成
  - (4) 高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価実施支援
  - (5) 情報セキュリティポリシーや関連規程類の見直し案作成
  - (6) 教育用コンテンツ作成
  - (7) 不審メール攻撃訓練支援業務
  - (8) 消費者庁IT-BCP見直し支援業務

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 職員や情報システムからの情報漏洩等の防止。
- 情報セキュリティのガバナンス強化及び対策向上。
- 職員の情報セキュリティに対する意識及び知識の向上。

# 新未来創造戦略本部に関する経費（消費者庁総務課）

令和4年度予算案額 **1. 5億円**  
（令和3年度予算額 1. 5億円）

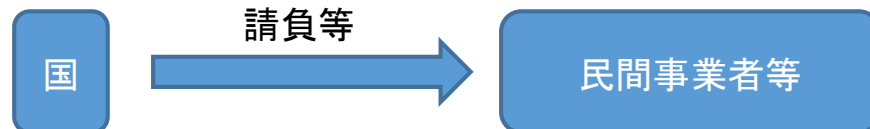
## 事業概要・目的

- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）等を踏まえ、令和2年7月に徳島県に「新未来創造戦略本部」を開設しました（平成29年7月に設置した「消費者行政新未来創造オフィス」を拡充）。
- 同本部においては、以下の機能を担っていくこととしており、同本部には国際的な消費者政策の研究拠点として「国際消費者政策研究センター」を設置しています。
  - ①全国展開を見据えたモデルプロジェクトの拠点
  - ②消費者政策の研究拠点
  - ③新たな国際業務の拠点
  - ④災害時のバックアップ機能
  - ⑤働き方改革の拠点
- こうした本部の機能を支えるための事務的経費として計上するものです。

## 事業イメージ・具体例

- 全国展開を見据えたモデルプロジェクトの拠点
  - － 徳島県を実証フィールドとしたモデルプロジェクトを引き続き実施します。
  - － 【例】見守りネットワークの取組促進 等
- 消費者政策の研究拠点
  - － 消費者政策の中核的な役割を果たす研究部門として、学術機関・関係学会等と連携しながら、研究を行います。
  - － 【例】認知症と消費者被害に関する研究 等
- 新たな国際業務の拠点
  - － 新たに必要性が高まっている国際業務（国際交流・国際共同研究等）を行います。
  - － 【例】国際シンポジウムの開催 等

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 「新未来創造戦略本部」において、理論的・先進的な調査・研究、全国展開を見据えたモデルプロジェクト、国際的な政策研究等を行うことで、全国の消費者の利益に資する高い成果を創出します。